

令和4年

第3回伊是名村議会定例会会期日程

会 期 4日間

自 令和4年8月22日

至 令和4年8月25日

月 日	曜日	会議、休会、その他
8月22日	月	本会議(開会、諸般の報告、行政報告、一般質問)
8月23日	火	本会議(議案審議)
8月24日	水	休会(決算審査特別委員会)
8月25日	木	本会議(議案審議、閉会)

(議決結果)

令和4年第3回伊是名村議会定例会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第41号	令和4年度伊是名村一般会計補正予算(第2号)	令和4年8月23日	原案可決
議案第42号	令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第43号	令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	〃	原案可決
議案第44号	令和4年度伊是名村育英事業特別会計補正予算(第1号)	〃	原案可決
議案第45号	指定管理者の指定について(定住促進住宅内花1号棟)	〃	原案可決
同意第3号	伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	同意
同意第4号	伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	同意
同意第5号	伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	同意
陳情第1号	県産品の優先使用について(要請)	〃	採択
報告第5号	令和3年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	〃	報告
認定第1号	令和3年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について	令和4年8月25日	認定
認定第2号	令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認定
認定第3号	令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認定
認定第4号	令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認定
認定第5号	令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認定
認定第6号	令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	認定

認 定 第 7 号	令和 3 年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和 4 年 8 月 2 5 日	認 定
認 定 第 8 号	令和 3 年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について	”	認 定

令和4年第3回伊是名村議会定例会会議録 第1号					
招集年月日	令和4年8月22日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和4年8月22日	10時30分	議長	宮城安志
	散会	令和4年8月22日	15時36分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席9名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	9	東江克伸	出席
2	宮城義秀	〃	10	潮平そのみ	〃
3	仲田正務	〃	11	宮城安志	〃
5	東江清和	〃			
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

3番	仲田正務	5番	東江清和
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	前田秀光
副村長		建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	兼元清永
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	濱里篤	商工観光課長	神田宗秀
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和4年8月22日

会議録署名議員の指名
会期の決定
諸般の報告
行政報告
議員派遣の件
一般質問

令和4年第3回伊是名村議会定例会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時30分

2. 付議事件及び順序 令和4年8月22日（月）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3		諸般の報告
4		行政報告
5		議員派遣の件
6		一般質問

令和4年第3回伊是名村議会定例会一般質問通告書（総括）

質問者	質問事項	質問の相手
東江 清和	自由市場（仮称）の開設について	村 長
仲田 正務	尚円王生誕地（みほそ所）の景観維持について	教育長

議長（宮城安志）

ただいまから令和4年第3回伊是名村議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は9人です。

これから本日の会議を開きます。 (午前10時30分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番仲田正務議員、及び5番東江清和議員を指名します。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会は、本日8月22日から8月25日までの4日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日8月22日から8月25日までの4日間に決定いたしました。

なお、会期中の議事予定表は、お手元に配付の会期日程表のとおりでございます。

日程第3

諸般の報告を行います。令和4年6月1日から7月31日までの諸般の報告を行います。報告書を配付しておりますので、要点だけを朗読し、報告いたします。

6月6日、県議会において沖縄県立北部病院附属伊是名診療所及び医師住宅並びに看護師住宅建設に関する要望決議書を沖縄県議会議長及び沖縄県議会文教厚生委員会委員長に手交いたしました。

また同日、池田副知事を表敬訪問いたしました。

6月8日、令和4年第2回伊是名村議会定例会が告示され、本会議に向けて議会運営委員会が開催されました。

6月9日、沖縄県立北部病院附属伊是名診療所及び医師住宅並びに看護師住宅建設に関する要望に対し、県議会議員の事前調査訪問があり、総務常任委員長、議会運営委員長とともに立ち会いました。

6月14日、令和4年第2回定例会が招集され、14日から15日の2日間の会期で報告2件、承認2件、議案4件、条例3件、契約1件、その他の案件2件、一般質問が3件提出され、議員各位並びに執行部の協力のもと、無事原案のとおり可決承認され、終了いたしました。

6月23日、令和4年度第53回伊是名村戦没者慰霊祭が挙行され、追悼の言葉を申し述べ、御霊のご冥福をお祈りいたしました。

7月4日、令和4年度北部地区市町村議会議員県外視察研修があり、参加いたしました。

7月8日、第59回北部市町村圏事務組合議会臨時会が午前中にあり、参加いたしました。

また、午後より沖縄県立北部病院附属伊是名診療所及び医師住宅並びに看護師住宅建設に関する要望に対し、仲里全孝県議及び末松文信県議の一般質問があり、全議員により県議会傍聴をいたしました。

7月13日、第3回伊是名村議会臨時会が開催され、契約事項3件について議案審議をいたしました。

7月20日、公益財団法人沖縄県工業連合会による県産品優先使用についての要請活動がありましたので、参加いたしました。

次に、村監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づいて、令和4年4月分から6月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されております。以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4

行政報告を行います。村長から行政報告の申し出があります。これを許します。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、令和4年第3回伊是名村議会定例会における行政報告を申し上げます。

その前に一言ご挨拶を申し上げます。令和4年第3回伊是名村議会定例会は、諸般の事情により繰り上げて招集しましたが、全員お揃いでご参集下さいまして有難うございました。

本定例会には、令和3年度8会計の決算認定をはじめ、令和4年度一般会計等補正予算4件、指定管理者の指定に関する議案1件、同意3件、報告1件を提案いたしました。

本定例会は、議員各位をはじめ、私も含めて任期満了前の最後の定例会となりましたが、全議案を滞りなく許容していただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、私事で誠に恐縮ではありますが、議員各位並びに職員の皆様のご理解とご協力によって、村長職として5期20年間、大過なく村政運営に携わることができましたことに衷心より厚く感謝とお礼を申し上げます。

顧みますと、議会と執行部は車の両輪のごとと言われておりますように、議員各位をはじめ職員の皆様とともに切磋琢磨して村政運営に携わってまいりましたことを心から誇りに思っております。

そして、これまでの足跡を辿ってみますと、僭越ながら些かなりとも本村の振興発展に貢献できたのではないかと考えているところであります。

議員各位並びに職員の皆様のご協力に改めて感謝とお礼を申し上げます。誠に有難うございました。

さて、新型コロナウイルス感染症は第7波に突入して以来、沖縄県内では去った8月3日、1日間だけで過去最高の6,180人の感染者が出てしまいました。

本村においても福祉施設をはじめ、一般村民の感染者が急増して診療所が医療崩壊し休診となっているなど、大変厳しい状況下にあります。村民の皆様には、感染対策の基本である密接、密集、密閉、いわゆる3密を回避し、手指消毒、不要不急の外出自粛等々、感染予防対策を徹底して守っていただくよう、毎日数回、防災行政無線で呼びかけしているところであります。

議員各位におかれましては、村民の模範となって感染予防対策を厳守し、ご自身はもとより、村民が安全で安心して生活できる村づくりのため、ご指

導、ご協力いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、皆様ご案内のように去った7月8日午前11時半頃、参議院議員通常選挙街頭演説に立っていた安倍晋三元総理が暴漢の銃弾を受け、67歳で亡くなってしまいました。

このことは、日本国内はもとより世界中の人々に大きな衝撃を与えました。日本にとってかけがえのない大きな人材が喪失したことに深い悲しみと、残虐極まりない事件に強い憤りを覚えるとともに、心から哀悼の意を表明し、ご冥福をお祈り申し上げます。

日本を取り巻く社会情勢は物価高騰、円安、ウクライナ紛争によるロシア制裁等の影響を受け、国内経済は低迷し、国民生活が多く不安定要素を抱えています。

そのような中、7月10日に行われた参議院議員通常選挙では結果として与党が圧勝したことはご案内のとおりであります。心配なことは、マスコミで改憲論がにわかに高まるのではないかと連日のように報じられていることでもあります。

願わくば、選挙結果に奢らず、政は徳を以て為すということわざを国政にしっかりと反映させ、景気を回復させ、国民生活の安定、並びに平和を守るための政に与野党が挙って苦心するよう心から願っているところであります。

それでは、令和4年6月1日から令和4年8月16日までの行政報告について、主な点だけ読み上げてご報告し、その他のことについては後程お目通しいただきますよう、お願いを申し上げます。

それでは、行政報告を申し上げます。まずは1ページ、6月1日（水曜日）、我那覇仁県病院事業局長が来訪しまして、伊是名診療所及び医師住宅等を視察しております。

また同日、令和4年度伊是名村学力向上推進委員会総会があり、出席をいたしました。

6月6日（月曜日）、池田竹州県副知事を表敬訪問いたしました。これには宮城議長とともに副知事の就任をお祝いするために訪問をいたしております。

また同日、赤嶺昇県議会議長並びに県議会文教厚生委員会末松文信委員長を訪問いたしました。

訪問の内容につきましては、まず1、「県立北部病院附属伊是名診療所及び医師住宅並びに看護師住宅建設について」の要望。2として「県立北部病院附属伊平屋診療所・歯科診療所の老朽化に伴う建替並びに高台への移転について」の要望。これには要望書としまして、伊是名村議会議員全員と村長、伊平屋村議会議員全員と村長、そして両村合同で要望を行っております。

6月9日（木曜日）、赤嶺昇県議会議長、伊是名診療所現地視察のため来村いたしております。

内容としましては、6月6日に要望しました伊是名診療所及び医師住宅並びに看護師住宅建設について、早速、赤嶺議長直々に現地視察のため本村を訪れております。

6月10日（金曜日）、令和5年度沖縄振興予算要請に向けた意見交換をいたしております。

同日、第42回新型コロナウイルス感染症対策会議を行いました。内容は以下のとおりでございます。

6月14日（火曜日）、第2回定例議会が招集され、会期は6月14日から6月15日の2日間でありました。

次、4ページお願いします。6月23日（木曜日）、令和4年第53回伊是名村戦没者慰霊祭を挙行いたしまして、これには前年同様に新型コロナウイルス感染症対策のため規模を縮小して開催いたしております。

6月24日（金曜日）、県議会代表質問を傍聴いたしております。内容は、伊是名診療所等建築及び伊平屋診療所高台への移転等に関する件についてでありまして、西銘純恵県議の代表質問を傍聴いたしました。これには両村村長、正副議長、そして関係職員で傍聴いたしております。

6月28日（火曜日）、県議会一般質問傍聴のため、出張する予定でしたが、玉城知事が新型コロナウイルスに感染したため、急遽、会議が延期になり、傍聴を取り止めすることになりました。

また同日、伊江村長選挙が告示され、名城政英氏が無投票で初当選をいた

しております。

5 ページをお願いします。6月29日（水曜日）、内花区地域活動拠点活性化施設整備事業（内花公民館）の配分が確定した旨の連絡を受けております。総事業費は、4億2,171万5千円、令和4年度は2,900万円、令和5年度は3億9,300万円となっております。

7月8日（金曜日）、両村村長及び議会議員全員と関係職員は、県立北部病院附属「伊是名診療所等建築並びに伊平屋診療所高台への移転等について」、県議会一般質問を傍聴いたしております。

質問者は、仲里全孝県議、末松文信県議の一般質問でありました。

同日、安倍晋三元総理が亡くなったことについては、先程ご報告したとおりでございます。

7月10日（日曜日）、第26回参議院議員通常選挙が行われまして、今回は選挙区として74人、比例区として50人、計124人が対象となっております。

7月11日（月曜日）、伊是名村土地改良区令和4年度第1回臨時総代会が行われ、出席をいたしました。

7 ページをお願いします。7月13日（水曜日）、令和4年第3回臨時議会が招集され、庁舎建築工事（電気設備）、（機械設備）、そして簡易水道配水管布設替工事が可決されております。

7月14日（木曜日）、離島フェア開催実行委員会総会があり、出席をいたしました。

7月15日（金曜日）、第197回沖縄県町村会定期総会があり、出席をいたしました。

8 ページをお願いします。7月19日（火曜日）、令和4年度北部市町村会視察研修があり、これには照屋巧教育長が代理で参加をいたしております。

7月20日（水曜日）、県産品奨励月間啓発運動のため、小波津昇沖縄県工業連合会会長ほか一行が来られまして、要望書を受理いたしております。

7月21日（木曜日）、令和4年度沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金の交付決定通知を受理いたしました。これは先程報告しました内花公民館

等についてのことであります。

9 ページをお願いします。7月22日（金曜日）、伊是名村役場庁舎新築工事起工式がありました。内容については、以下のとおりでございます。

7月26日（火曜日）、第43回新型コロナウイルス感染症対策会議を開催いたしました。内容については、以下のとおりでございます。

10 ページをお願いします。7月30日（土曜日）、浅沼康憲氏「第33期かりゆし塾2班リーダー」が来訪しまして、島の特産品等についての提案をいたしております。

8月2日（火曜日）、第4回臨時議会が招集されました。伊是名漁港海岸整備事業（R4-1）工事請負契約について可決いたしております。

それから6月6日に本村と伊平屋村で要請しました診療所の件について、陳情第83号「沖縄県立北部病院附属伊是名診療所及び医師住宅並びに看護師住宅に関する陳情」について、7月15日の沖縄県議会定例会において採択された旨、県議会事務局長からの通知があり、受理をいたしております。

11 ページでございます。8月9日（火曜日）、村長、村議会議員選挙立候補予定者説明会が行われました。

8月15日（月曜日）、第44回新型コロナウイルス感染症対策会議が開催されました。内容は以下のとおりでございます。

12 ページをお願いします。同日、会議の終了後ワクチン追加（4回目）接種について8月27日に行うとの報告がありました。

以上が令和4年6月1日から令和4年8月16日までの行政報告であります。ご清聴有難うございました。

議長（宮城安志）

これで行政報告を終わります。

日程第5

議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本日午後1時30分より全議員による村内視察を行いたいと思います。

さらに、お手元に配付した別紙研修会に全議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、本日午後1時30分より全議員による村内視察を行うことに決定いたしました。

また、別紙研修会に全議員を派遣することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午後 3時01分

議長 (宮城安志)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6

一般質問を行います。2名の議員が一般質問通告を行っております。順次、発言を許します。5番、東江清和議員。

5番 (東江清和議員)

それでは、皆さん、こんにちは。質問に入る前に前田政義村長、5期20年、これまでの成果、振興発展、これまで数多くの実績は村民が高く評価されることであり、長年の懸案事項でありました築52年経った庁舎建設にも目途がたち、来年完成ということで、その思いを村長も思い出に残る事業の一つになるのではないかと思います。村長さん、20年本当にお疲れ様、ご苦労様でした。

さて、本題に入ります。最後の定例会ということで、ちょっと緊張しております。質問の事項、自由市場の開設について。

質問の要旨、農家が丹精込めて作った野菜や農産物を自由に委託販売してもらった直売所「ねーがり」をJA伊是名が開設し、村民や農家から好評を得ておりましたが、去年11月に諸事情により閉店閉鎖となりました。これまで利用していただいた農家や村民から残念の声が寄せられております。その件について、これまで利用していた農家からは、それに代わる施設として、行政の支援でそれに代わる建物を造ることができないかという声が数多く寄せられております。

そこで、一括交付金を活用して、新たに農産物や、農産物と言わずにリサイクル品等、村民が自由に持ち込みし、売り買いができる「自由市場（仮称）」を造ることができないか、お伺いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

東江清和議員の自由市場の開設について、ご質問にお答えいたします。

はじめに、代替施設として行政の支援で造ることができないかという件についてであります。ご質問の通告を受けた後、直売所の閉店について確認をしましたところ、閉店の内容としましては、一時的な閉店で、主たる要因としましては、人員不足や安心安全な野菜提供の体制になっていないということでございました。

将来的には、既存店舗内に設置する予定であると報告を受けております。

なお、当面の間の対応策とし、既存店舗にて農家からの出荷物を買取するという方針であるということでございますので、事の推移を見守っていきたいと考えていますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

次に、一括交付金等を活用して自由市場を整備できないかという点についてお答えいたします。

施設の整備については、現時点では施設の目的、規模、稼働計画、運営方法などが不透明なため、課題を整理した上で交付金事業として成り立つのかどうか、先の答弁を踏まえて総体的に判断していかなければならないと考えております。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

私もJAに聞き取りをしまして、ある程度のことは聞いております。諸事情、諸問題というのは、JAさんは持ち込み野菜を売る以上は農薬の検査とか、散布未実施とか、こういうのを本来つけて出せば責任をもって販売する

ことは可能だということでありましたが、去年11月に閉店になったと、これがしばらく閉鎖されるのか、この件については回答は得ておりませんが、そういう事情は聞いております。

私たちが島から出たら、本島の帰りも各地域の物産展がどのようにして販売されているか、大型スーパーに行けば一目瞭然わかるわけですよ。この物産売り場行くのが非常に楽しみなんです。観光に行っても私たちは観光案内所は各地域の物産売り場には必ず案内されます。

そういうことで、農業の問題は国の提唱としましては、地産地消、これは国が提唱している問題でありまして、地域の生産物は、その地域で消費することがということで、国の方も提唱されております。

日本は、食料自給率30%ぐらいでしたかな、そういうことで殆どの商品、農産物は外国から輸入に頼っているということもありまして、各地域にはそれらしき販売所、道の駅、あるいは各地域、地域ごとに物産売り場らしきものが数多くあります。

一つの例としましては、今帰仁村のそーれというところですか、向こうの方にはいろんな今帰仁村の野菜や、あるいは特産品、そういうものがあります。道の駅へ行きますと、また、それらしき農産物が数多くあります。そこにはたまに議長が作られているカボチャとか、あるいは伊是名のピーマン、そういうのも向こうの方でわりと安い値で販売取引されている例も見受けられます。

それから金武町へ行きますと、いしじゃゆんたく市場というのがあります。そこはいろんなものが委託販売されているんです。米軍の払下げとか、何でもかんでも向こうに行けば珍しいものがあるということで、向こうも老舗なんです、非常に活発的に行われています。

それから浦添へ行きますと、リサイクルプラザというのがあります。市が運営して、市の不用品を集めて、さらに商品にできるものは村民に提供すると、そこには一部農産物も販売されております。

そういうことで、村長の答弁の中には一時的なものであると、さらに再度

復興することもあり得るということでもありますので、ぜひ、こういう物産売り場は地域の顔が見えるわけです。生産物、提供する人の顔、あるいは買う人の顔、そこに行きますと、いろんなコミュニケーションがあるわけですよ、お話ができます。非常に活気があります。

この人は活気がありまして、非常に元気が出ると、これまでねーがりを利用して売側の人たち、持ち込みする側の人たち、これは集まりの場所で直接私も言われました。「ねーがり」がなくなってから、野菜作る楽しみもなくなった。生きがいもなくなった。野菜作るウイヌミねーんど。こういう方言で、こういう言葉を直接聞いております。

そういうことで、こういうアタイグラーで野菜を作る人たちは、60歳以上の方が主になりますので、その人たちに元気、やる気を出させるためにも、それらしきものをぜひ再復興させるか、あるいはそれらしき施設を何とか研究して造って、村民を活気づけるような場を一括交付金等を研究して造ってもらえればなと思っております。

これは最近、この2～3年コロナで観光が入らないから、こういうところも目立たないんでしょう。もし、観光団が入りますと、ぜひ、この場所には行くと、地域に行けば地域の特産品というのはどんなのがあるかということで、ぜひ、添乗員もそこの方に案内するののひとつのルートでやりますので、そういうことで一括交付金もぜひ研究されて、予算をつくるものですから、あるいは国や県と調整しないといけないものですから、すぐにはできないということも重々承知なんですけど、何とか造って村民に元気を与えるような感じの物産売り場を提供してもらいたいと考えるわけです。

その辺もしよろしければ、村長、課長、もう一度思いは一緒ですので、ご答弁ありましたらお願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。いま議員の質問の思いは重々承知いたしました。

ただ、本議会でどういった方向にもっていくというのは、まだ何も検討も

されておられませんので、まずはどういった形にもっていけるのかどうか、そういうことも含めて、またリサイクル云々という話もありましたので、所内的には横断で施設というものは考えていかないといけないと思いますので、野菜、農産物に限らず所内で協議していきたいと思います。以上です。

議長（宮城安志）

それでは、一括交付金についても触れていますので、企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

答弁については、先程村長から答弁があったとおりであります。農産物に関しては、先程農林水産課長からあったとおり、農産物に限らず、リサイクル等も市場というところなんですけれども、これはまた先程の繰り返しになりますけれども、いま現在、まだ計画云々は検討もされてない状況ですので、今後、JAの状況とか、所内の状況を踏まえながら調査研究していければと考えております。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

まず、これまで利用していた人たちの話を聞きますと、需要がいっぱいあると、供給がいっぱいあると、時期時期の農家自身が作った無農薬、もちろん日誌つけるのは農家は下手かもしれない。いちいちこだわらないかもしれないんですけど、殆ど家庭菜園や周辺の畑で自家栽培しているものですから、日誌つけるのもそんなに上手ではないでしょう。その辺は確かにあります。

そういうことで、JAさんの話を聞いたら、売りたい、買いたいという人は非常に多いと、まず閉鎖してからのスーパーの売上も間に合っているかなと、農協の訪問客も少ないと、主婦が殆どで、その他のねーがりにこれまで来ていた人たちが非常に少ないということで、そういうことで村の元気がなくなかったと、村の光がちょっと消えたなど、そういう感じがするというお話を聞きました。

そういうことですので、生きがい農業というんでしょうか、これを考えますと社協や行政がいくらいきいき体操云々したって、農業で体を動かすにはかなわないわけです。全身を使って頭も使ってやりますので、その辺は高齢者のボケ防止も含めて、体づくりも含めて、ぜひ必要かと思われま。何とか行政からもJAさんあたりにも働きかけて再復興させるか、あるいはそれなりの施設の建設を考えていただいて、以前、村には物産センターというのがありまして、いま港の方にあるんですけど、本来はそこがこういうものの売り場、買い場であるはずなんですけど、そこがいま5時以降閉まるというような問題がありまして、なかなか利用云々では不便でありました。

そこで、これに代わるようなものも全国どこにもあるわけですから、物産売り場は。何とか行政で支援して造ってもらいますと、それなりの例えば運営する側、売上の何パーセントをもらうかはわからないんですけど、普通は手数料10%らしいですね、10%もらって委託販売、その委託販売は、私の考えからしますと、社協を利用する人たちを集めて販売させてもらうとか。一時社協が花木を作って販売する。村の苗木の販売、花の販売どのぐらいあるか。あるいはずっと以前もこういう施設を造って花を販売するという時期はあったんですけど、そういう発想もありましたので、ぜひ、できれば村でこういう施設を造ってもらって、村民が利用できるような、元気づけられるような施設をぜひ将来に向かって、何とか課長、一括交付金、一括交付金はそれ向きの利用するのが一括交付金でありますので、自由な発想で村民がいま何が必要とされるのかというようなアイデアを募集しまして、さらなる新しい一括交付金の活用の仕方を研究してもらいたいと思っております。それについて課長、何年かかるかはわかりませんが、今後、村長は任期が終わるわけなんですけれども、新たに一括交付金の研究をぜひやってもらいたいと思っております。

ネット調べたら、それらしきものが全国たくさんありますので、ちなみに離島あたりでこういう活性化に向けた一括交付金事業としてやっているところというのは、本土では結構あります。ですので、ぜひ課長、研究されて何とか村民が元気になるように再度試行錯誤で考えていただけないですか、よ

ろしくお願いします。

議長（宮城安志）

企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

いずれにしても一括交付金事業でいまできる云々というのは、この場では回答しきれないんですけれども、村内の状況、課題、いまいろいろあると思うんですけれども、これからまた調査研究などしていければと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

さっき言い忘れましたが、農産物だけとは言わずに、例えば、これまで大工をされたような人たちが大工を引退して小道具、人にあげたらウンチガかかると、何とか100円でも200円でもというような感じで勝負する人たちも結構いるらしいんですよ。金武町では自由市場、これ金武町はいしじゃゆんたく市場と言いますが、向こうの方でこういう人たちのものを集めて販売しているところもあります。あるいはフリーマーケット、米軍あたりが米軍の基地内で開放して、よく都市地域ではたくさんやっているところがあります。それらしきような施設があれば、これが可能でありますので、今後、研究を重ねてぜひやっていただければと思っております。以上、提案し、今後、実現に向けて研究していただけますように、ひとつ村長、残り少ないんですけど、よろしくお願いします。以上、質問を終わります。

議長（宮城安志）

これで、東江清和議員の質問は終わりました。

次に、3番仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

皆さん、こんにちは。一般質問の前に所見を申し上げます。私は、平成30年9月の村議会統一選挙の初当選から早4年間、議員の皆さん、執行部の皆さんと議会運営、村政運営に関わることができましたことを衷心より感謝

いたします。

今回が任期最後の一般質問となりました。執行部の皆さんの前向きな答弁
よろしく願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染が本村にも拡大し、一日も早い収束に向け
て感染対策本部を中心に村民共々、力を合わせてこの難局を乗り越え、また
元の生活に戻りますよう、共に頑張っていきましょう。

それでは、一般質問に入ります。通告書を読み上げて質問といたします。

質問事項、尚円王生誕地（みほ所）景観維持について。

質問の要旨、本村の観光施設である、尚円王御庭（うな〜）公園に隣接す
る【みほ所】は、尚円王生誕600年を記念し、石垣の積替復旧及び樹木
等を伐開し、景観整備を行い歴史文化資源として趣のある地となりました。

しかしながら今の現状は、敷地は草に覆われ、樹木の枝や枯葉が落ち、散
乱している状況です。

この地は、尚円王のゆかりの地として県指定文化財（史跡）にも指定され、
数多くの観光客が必ずといって良いほど訪れる場所でもあります。

そこで教育長に伺います。文化財指定されています【みほ所】を定期的
に見回り維持管理できないか、伺います。よろしく願いします。

議長（宮城安志）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

ただいまの仲田議員の質問にお答えいたします。文化財は、将来に渡り保
存すべき貴重な財産であります。その方については、法令や条例などにより
適正に管理、保護され、そしてそれらの文化財の活用は観光資源や教育にも
資するものと認識しているところでございます。

質問の県指定文化財みほ所の維持管理については、所有者が行うものと
されているものの、ご指摘のとおり管理が行き届いてない状況にあったとい
うことは教育委員会としては大変申し訳なくお詫び申し上げます。

今後においては、議員ご指摘のとおり定期的に巡回し、適切な維持管理が
図れるよう努めてまいりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたしま

す。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

休憩をお願いします。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後3時27分

再開 午後3時28分

議長（宮城安志）

再開します。

3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

私が通告をしてから、みほそ所の清掃、石積の修繕を行っていますが、現状を見て、教育長、振興課長はどのように感じましたか。現場行ったときの感想を伺います。

議長（宮城安志）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

大変すみません。もう一度、みほそ所のところの現状ということでしょうか。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午後3時30分

再開 午後3時31分

議長（宮城安志）

再開します。

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

仲田議員の質問にお答えします。写真を見て、そして現場を見て、大変申し訳なく思っています。やはり自分たちが文化財を大切にしていなかったということになりかねないのではないかなと思います。

見て、本当に観光客、あるいは他の人が来たりしたとき、ここが本当に尚円王の生誕地かと、残念だなという思いで帰ったのではないかなと思います。これにつきまして、今後二度とそういうことが起こらないよう、維持管理徹底していきたいと思えます。以上です。

議長（宮城安志）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。観光に訪れる方々の気持ちを損なうものと深くお詫び申し上げます。美化環境に力を入れる本村の趣旨にもそぐわないと思えますので、今後気をつけて管理の方をしっかりと行っていきたいと思えます。大変申し訳ございませんでした。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

上司が実際見て感じない限り、部下への指導も指示もできないと思えますので、文化財指定場所でもありますので、自ら本当に足を運んでいただきたいと思えます。

また、そこは以前は個人の方が敷地を管理されていたと聞いていますが、いつ頃まで管理されていたのか。また、なぜこれまで管理がされていないのか伺います。

議長（宮城安志）

しばらく休憩します。

休憩 午後3時33分

再開 午後3時34分

議長（宮城安志）

再開します。

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。みほそ所の管理については、いま記憶の中では個人の方に管理を委託したという経緯はございません。

これまでの管理のあり方としては、村の観光施設で玉御殿、銘苺家、あるいは逆田、そういったところの草刈り、そういったのは商工観光課の方々が定期的に行っていたんですけれども、このみほそ所については、ちょっと行き届かないということで、管理ができなかったということで、大変お詫び申し上げます。

今後については、教育委員会の方でしっかり責任をもって管理をしていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

これからは教育委員会で徹底した管理をするということでの認識でよろしいですね。

隣接する御庭公園においては、商工観光課のクリーンアップ事業で作業に従事されている方々が連日の猛暑の中、沿道沿いの花木の剪定、公園内の芝刈り等、隅々まで作業を行い、美しい公園施設が維持管理されています。

御庭公園と同様に、これからも維持管理に努めて下さい。これまでの現状のままだと、本村の観光振興の観点から大きなイメージダウンになりますので、これからは政策的な対策を講じますよう強く要望しまして、私の質問を終わります。

議長（宮城安志）

これで、仲田正務議員の質問は終わりました。

以上で、一般質問はすべて終わりました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会（午後3時36分）

令和4年第3回伊是名村議会定例会会議録 第2号					
招集年月日	令和4年8月23日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和4年8月23日	10時29分	議長	宮城安志
	散会	令和4年8月23日	14時45分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席9名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	9	東江克伸	出席
2	宮城義秀	〃	10	潮平そのみ	〃
3	仲田正務	〃	11	宮城安志	〃
5	東江清和	〃			
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

3番	仲田正務	5番	東江清和
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	前田秀光
副村長		建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	兼元清永
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	濱里篤	商工観光課長	神田宗秀
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）
令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
令和4年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）
指定管理者の指定について（定住促進住宅内花1号棟）
伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任について
伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任について
伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任について
県産品の優先使用について（要請）
令和3年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
令和3年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について
令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和3年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年第3回伊是名村議会定例会議事日程（第2号）

1. 開 議 午前10時29分

2. 付議事件及び順序

令和4年8月23日（火）

日程番号	議案番号	件 名
1	議案第41号	令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）
2	議案第42号	令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
3	議案第43号	令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
4	議案第44号	令和4年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）
5	議案第45号	指定管理者の指定について（定住促進住宅内花1号棟）
6	同意第3号	伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任について
7	同意第4号	伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任について
8	同意第5号	伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任について
9	陳情第1号	県産品の優先使用について（要請）
10	報告第5号	令和3年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
11	認定第1号	令和3年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について
12	認定第2号	令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
13	認定第3号	令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
14	認定第4号	令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
15	認定第5号	令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
16	認定第6号	令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
17	認定第7号	令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について
18	認定第8号	令和3年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（宮城安志）

これから本日の会議を開きます。 （午前10時29分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

議案第41号・令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは、議案第41号・令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）は、予算総則第1条から第2条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,241万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億5,081万4千円とするものであります。

歳入につきましては、12款分担金及び負担金で24万7千円の減額、14款国庫支出金で2,962万3千円の増、15款県支出金で2億9,782万9千円の増、18款繰入金で1億854万7千円の減、20款諸収入で1億6,465万5千円の増、21款村債で3億2,090万円の減額となっております。

その主な内容としまして、12款分担金及び負担金では、小中修学旅行負担金の減額、14款国庫支出金では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金の増額、15款県支出金では、学校施設環境改善交付金の補助配分額の増額や、沖縄振興特別推進市町村交付金で村内イベント等の中止により、新規事業等へ財源組替、18款繰入金で財政調整基金繰入金の減額、20款諸収入で令和3年度学校施設環境改善交付金の計上、21款村債で補助配分額の増額による借入額の減や、起債借入一時協議での減額割り当てによる減となっております。

歳出につきましては、2款総務費で2,730万5千円の増、3款民生費で888万7千円の減、4款衛生費で325万2千円の増、5款農林水産業費で261万7千円の増、7款土木費で26万2千円の増、9款教育費で502万2千円の増、12款諸支出金で3,284万2千円の増額となっております。

その主な内容としましては、2款総務費では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金費にて電動アシスト付自転車整備事業や、生活支援クーポン券配布事業を計上しております。

3款民生費では、社会福祉総務費にて国保特会への繰出金の増額となっております。

4款衛生費では、新型コロナワクチン接種体制確保事業費の増額や、塵芥処理費にて環境美化センタープラットスケールの検査手数料の増額となっております。

5款農林水産業費では、農産物の離島地域における条件不利制度改善を図るため輸送費補助金の計上や、伊是名漁港海岸整備事業費の増額となっております。

7款土木費では、道路メンテナンス事業費や、村道維持費の増額となっております。

9款教育費では、小学校建設費や中学校管理費にて人件費の増額となっております。

12款諸支出金では、財政調整積立金の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年8月22日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

2点ほど確認したいので、答弁をお願いいたします。

21ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の中で、電動アシスト付自転車整備事業、コロナの感染対策とどういう関係があるのか。それとどういう事業かお願いいたします。

27ページの農業振興費の中で農産物輸送補助29万円、どういう事業か説明をお願いいたします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。21ページの電動アシスト付自転車整備事業については、新型コロナウイルスの収束を見据えて、観光客の誘客及びそういった方々の新しい足として感染対策も踏まえた上で電動アシスト付自転車を整備することによって、観光客の利便性の向上を図り、また、ゆくゆくは村民も利用できるようなシェアリングサイクル、自転車を電動アシスト付自転車を活用して各部落、宿泊施設に拠点を置いてシェアリング自転車を運営できればということで、その実証事業として、今回新型コロナウイルス感染対策対応地方創生交付金の方で実証事業としてあげております。以上です。

議長（宮城安志）

次に農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。農産物の島外への輸送費用を支援しようという事業になっております。これはキロ当たり5円ということで計上しております。

先の定例会において条件不利性ということで1,000万円補助事業で計上させていただいておりますが、それから漏れたやつを単独費用で計上して、公平性を保つということで今回の計上となりました。

ちなみに、農産物に特化しているのは、その補助事業の該当が漁組さんしか該当しなくて、農産物の方が県下一斉にJA本店さんの方で県営事業を受けて

おりまして、村の小規模農産物には該当しないということになりましたので、単独費用で計上しております。以上です。

議長（宮城安志）

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

先程の電動アシスト付自転車整備事業、課長、事業の中身、どういうふうにするのか、中身の説明をお願いします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

ご説明いたします。現在、沖縄コンベンションビューローさんで那覇市、北谷町とか、豊見城市、糸満市あたりでシェアリングサイクルということでアシスト付自転車のレンタル活動をやっています、その事業が拠点であるホテル、郵便局に設置されているシェアリング自転車を観光客や市民、町民がお金を払って利用できるということで運営されております。

それを伊是名村でも観光客や村民の足として利用できないかということで、村においては今日現在、計画の方では3箇所拠点を設けて、そちらの方で自転車を借りたり、返したりできるような形で実証実験を実施していきたいと思っております。以上です。

議長（宮城安志）

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

課長、それはわかりますので、381万9千円の中身をどういうふうにするのかをお願いします。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

基本的にはレンタル料が主で、自転車12台で月1万1千円、そちらを8月ということで現在計上して100万円余り、バッテリーについては消耗品とし

ての扱いになっておりまして、そちらを20個で88万円、充電器のレンタル料が15万円余り、ビーコンということで、この拠点でカードを使って返却したとか、借りたとかという信号が送られるようになっております。そのビーコンというシステムがあるんですが、そちらのレンタル料です。

あとは電源コード、自転車を置いたら充電できるようなポートの設置料が33万円とか、あとはフェリーの輸送費、そして広告費、こちらはコンベンションビューローさんでちゅらチャリということでホームページがあつて、そちらの方で伊是名村でも借りられますよということの広告をするような形になっております。

そして車両が偏ったりすることに対応するための車両移動や維持管理の方で31万円と27万円、車両がいまどこで使われているかというものをデータとして取得できるということで、こちらの方が27万円あつて、維持管理費で偏ったりしているところを移動させたり、また、ちょっとした故障を修理したりということの維持管理費で31万6千円、トータル380万円ほどになります。以上です。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時46分

議長（宮城安志）

再開します。

9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

農林水産課長、先程前回組合の話が出ていましたけど、いまの29万円、個人が出したときにもできるということなんですかね。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。事業の運営については、県事業を踏襲したいと考えて

いるところなんです、ざっくり言いますと、個人は対象にはしないんですが、個人を救う手立ては考えていきたいなと思っているところです。

まずはJAさんの対象外品目ということで指定してもらって、JAさんに出荷してもらう、あるいはまた他の団体があれば、その他の団体に出荷していただくと、その他の団体だったり、JAさんの出荷の対象になってきますので、個人としては対象にならないことになります。以上です。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時49分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

私の方から2点ほど、20ページの総務費、備品購入費2,900万円と28ページ、漁港建設費の補償補填金250万円の説明をよろしくお願いします。

議長（宮城安志）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

議長（宮城安志）

再開します。

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。まず、20ページの備品購入費についてご説明いたします。備品購入費については、備品の種類として0.4バックホー1台と、ジョレキバケット1台と、ホイールローダー1台を購入する予定であります。その事業の内容としまして浚渫された土砂とか、廃棄された土砂の中から礫を除去して農地に還元していこうという事業でございます。

いま村として、あちこち沈砂池とか、排水路とか、浚渫している土砂を1箇所を集めているんですが、その土自体は勿体ないので、そこから礫を除去して、それも農家の皆さんに提供していこうという事業を新しく仕組んでおります。

続きまして、28ページ、21節の補償金ですが、それはモズク池、種苗池と言いまして、それが伊是名漁港の埋立予定地の中に何基かございまして、それを持ち主に移転していただくための移転補償費になります。以上です。

議長（宮城安志）

3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

いま旧漁港ですか、埋立するところの中のモズクという形でよろしいですか。わかりました。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。1番、前川秀和議員。

1番（前川秀和議員）

私の方からは20ページの伊是名村土づくり支援事業、これマイナスになっているんですけど、たぶん堆肥の助成かと思うんですけど、これを取りやめたのかどうか、その辺をお願いします。

2点目、31ページ、学校建設費の中に消費費のプリンター使用料が計上されていますけど、この中身をちょっと教えてもらえますか。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。198万円の減額は、入札残の減額となっております。以上です。

議長（宮城安志）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。この方は学校建設事業の事務費に係る部分で今回増額になっています。消耗品としましては、庁舎内の消耗品でコピー用紙とか、そういつ

たものに充当されることが多いです。あとプリンター使用料はコピー使用料であったりとか、プリンターの使用料であったりとか、こういったものに使用する予定になります。以上です。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

議長（宮城安志）

再開します。

1番、前川秀和議員。

1番（前川秀和議員）

土づくりのものは、入札分の差額の戻しという考えでよろしいでしょうか、課長。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。土づくりの事業について、一括交付金を活用しておりますので、一括交付金は横断的に多々事業がありますので、入札残を他の事業に仕向けていくために、取りまとめの課においてそれは集約していきますので、執行側では使い切った以外の減額ということであります。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

19ページの中に観光地等クリーンアップ事業とか、伊是名海岸整備事業とかありますが、いろいろ各種団体とか、ボランティアとか、そういう人たちが海岸清掃をしたりして、近くにいろいろごみとかあげてきてありますが、そういったごみの回収とか、片付けができてないですが、この事業の中には入っていないのかどうか。

それとどういふふうにしてこんな塵をどこの予算で片付けるのかが1点と、

あと21ページの生活支援クーポン、これはどういったあれで、いつ頃から始められるのか、その内容をお聞きします。

議長（宮城安志）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ご質問にお答えします。質問にございました20ページのものに関しては、うちの所管課での予算ではないんですが、質問のお答えとして海岸線の善意で集めてもらった漂着ごみとかに関しては、先週も回収したんですけど、職員で回収したり、これからいま実施する予定であります漂着するごみも回収事業を使って回収したいと考えております。

議長（宮城安志）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。先程1番目の質問でクリーンアップ事業等では海岸のごみの撤去はできないかということなんですが、この事業においては撤去の方はやっておりますので、先程、建設課長がお答えしたように、うちの所管として撤去、片付けの方は行っているところであります。

続きまして21ページ、生活支援クーポン券の配布事業、こちらの方は、昨今の原油価格の高騰、物価高騰等で村民の家計に負担がかかっているということで、その生活支援として村内に住所を有する全村民に対して商店や給油所等で利用可能な1万5千円分のクーポン券を配布するという事業になっております。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時02分

議長（宮城安志）

再開します。

6番、東江源也議員。

6 番（東江源也議員）

わかりました。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

答弁漏れ、商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

すみません、先程のクーポン券に関して答弁漏れがありましたのでお答えします。この配布の時期ということでお尋ねがありましたので、現在、9月の方でいろいろ準備をして、できれば10月ぐらいには実施できればと考えております。以上です。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

19ページですけれども、12節委託料345万円のマイナスになった要因をお聞かせ下さい。

議長（宮城安志）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。今度、随意契約で委託に出すところが年度内に受注して完了するのが難しいということで受注ができないということで、今度はマイナスの減額になっております。

議長（宮城安志）

10番、潮平そのみ議員。

10番（潮平そのみ議員）

課長、これは修復が終わったということではなくて、これは継続はあるということですよ。けど、今回業者ができないということで、了解しました。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

先程質疑あった件ですけれども、再度確認をさせて下さい。20ページの農林水産課長の答弁の備品の件ですが、この事業内容、ほとんど減額して、約2,900万円ぐらいの予算で、いま聞きますと3台ぐらいの機械を購入するということがあるんですけど、先程、農家への土づくり還元ということでなんですけれども、これ実は当初には計画はなかったと思いますが、そこで今回になっていると思いますけれども、これはいつ頃からその状況が発生してやらなければいけないということになって、私は農地還元とか、そういった土づくり体制にはぜひ強化してほしいと、良いことだと思いますが、どのような方法でどこに管理させるのか、この機械をどういった形でもっていきやり方をひとつ教えてほしいです。先程言ったのは、農地へ土づくりをして還元するという機械を使用するとおっしゃっていましたが、その事業の内容、どういった購入方法にするのか。

実は、これ今まででしたら、皆さんの方から備品とか、こういった小型のものでしたら写真ぐらいは持ってきて、私たちにこういうものですよということで見せたりしていたんですけども、今回それが全く出なくて、私たち専門家ではないものですから、バックホーというのは知っておりますが、あと2台、3台は何なのか、こういった写真を見ないとわからない状況であります。そしてこれはどういったものに使いますということで、この内容をちょっと把握させて下さい。お願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。まず、バックホー、通常ユンボと呼んでいますが、バックホーという機械に除礫バケット、アタッチメントなんですけど、そこはスケルトンというアタッチメントがあるんですけど、それと似たようなものなんですけど、穴が空いていて、そこから土はこぼれ落ちて、石だけが残るという装置、アタッチメントが1台ということです。

それを振り分けた土砂を農家の車両に積み込むタイヤシャボというホイールローダーを1台ということで今回計上させておりますが、その出来上がった土

を提供していただきたいという農家さんが申し出て、その農家さんの車両にそこで積み込んで、農家さんが自分の畑に持って行って敷きならすということでいま考えているところです。

管理は村で管理します。令和8年度までは、この事業で2名を会計年度任用職員ということで採用して、この2名の方に常時使えるような土を除礫しながら作っていただくということで考えているところです。

農家さんから仮に敷きならしまでできないかという要望がもしございましたら、時間が空けば対応できるのかなと思うんですが、いまのところそこまでは考えてはいないです。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

わかりましたけれども、実はいまの考えとして、農家さん、土づくりの方にもう少しという形を私は見えていますけれども、なかなか地力もだいぶ良くなって、また、このように皆さんが計画的に農家の地力を増強させようという考え方でやっていると思います。

私がちょっと心配しているのは、いま機械購入されている村のユンボが2台あると思うんですよ。そういったのもほ場内で使われているような気がしますが、それとマッチした管理場所とか、そういった場所もちゃんと予定されていて、どこの方でそういった作業をする場所があるのか。そういった計画もちゃんとあると思いますけれども、どこでその管理される場所、作業する場所が予定されているのか。

そしていま言った機械は2人の体制でやっていくとおっしゃっていましたが、資格者だと思いますけれども、ベテランの資格者でないといけないと思います。

ついでですけれども、先程の2台管理されているユンボとかありますけど、これもどこかに委託されていると聞いてはいます。その辺りもマッチングして同時にするのかどうか。そのあたりどう考えているのか教えて下さい。

議長（宮城安志）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。まず、先に2台という話についてなんですが、それは集落協定が保有しているバックホーだと思うんですが、それについてはJ Aオートさんと、伊是名支店と年間の維持管理契約、また倉庫の置いていただくという契約を結んで、そこで管理していただいております。

これから本日計上しているものもそのようにしていきたいなど、管理としては納屋と申しましょうか、そういうものはJ Aオートさんと協議して契約に結べたらいいなといま考えてはいますが、年間ほとんど土を盛ったという場所にあると思うので、なかなかその納屋に帰る時間というのは、台風時とか、梅雨の時期だと想定されますので、それ以外はほぼ土を精製する、除礫する場所にあるのかなといま考えています。

また、通常のオイル点検だとか、そういうものは全部J Aオートさんに委託していきたいと考えています。以上です。

議長（宮城安志）

暫時休憩します。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時14分

議長（宮城安志）

再開します。

質疑続行中です。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号・令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号・令和4年度伊是名村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第2

議案第42号・令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

それでは議案第42号・令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ986万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,330万4千円とするものであります。

歳入につきましては、6款県支出金で13万2千円の増額、9款繰入金で1,000万円の減額となっております。

歳出につきましては、1款総務費では未就学児均等割保険に係る分担金で13万2千円の増額、2款保険給付費では一般被保険者療養給付費で1,000万円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年8月22日、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

8 ページの一般保険者療養給付費が減額されていますけれども、これは保険者の減となるという形で減額されるのかどうか、そのあたり内容をお聞かせいただけますか。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

ただいまの質問にお答えします。本年度一般被保険者療養給付費の減額については、令和3年度の決算の繰越金を見込んで減額をさせてもらっております。

村では、平成30年度より県と共同運営を行っており、村からの繰出金も少しずつ解消しようということで、決算見込みで減額をさせてもらっています。以上です。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

過去2、3年度予算の計上とか等々全部チェックしてみたら、もちろん毎年多いときで1,000万円、結局は、決算に基づいて今回早めの補正となっておりますけれども、いまの時期でなっているんですけども、これ以上、行うということはまずないということで理解してよろしいでしょうか、いま中間ぐらいではあるんですけども、これ以上の額はないでしょうということで考えて前年度に基づいてやっていますけど、そのあたりの方は大丈夫ですか。

議長（宮城安志）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

お答えします。ここ3年ぐらいの平均、実績を見込んで今回減額ということにさせてもらっております。

議長（宮城安志）

質疑続行中です。他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号・令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第42号・令和4年度伊是名村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第3

議案第43号・令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

議案第43号・令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,792万7千円とするものであります。

歳入につきましては、4款繰越金で100万円の増額となっております。

歳出につきましては、2款事業費で下水道管破損に係る調査及び工事請負費等により100万円の増額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりであります。

令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、

議会の議決を求めます。

令和4年8月22日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

これから議案第43号・令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号・令和4年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第44号・令和4年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第44号・令和4年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由の説明をいたします。

令和4年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算の総額の変更はないものとし、歳出科目の金額の組替のみとするものであります。

歳出において、1款総務管理費で集金代行業務委託料65万8千円の増額、

2款事業費で奨学金貸付金65万8千円の減額となっております。

なお、詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりでございます。

令和4年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第1号）を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

令和4年8月22日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。
議長（宮城安志）

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

これは毎回言っているような気がします。4ページの集金代行なんですけど、今回、組替でされてはいますけれども、当初25万円、今回65万円、約2.3倍の組替の額があがっていますが、いままでよりかなりの額が徴収の業務になったのか、その原因、そしてこれ今後予定されているものはずですけども、額的に当初見込んだ額が急にこのような額があがっています。その理由をお願いします。

議長（宮城安志）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。この業務は昨年度から実施しているところではありますが、当初予算のときに計上した分については、前年度並みの予算で計上したところでありまして。

今年、業者と調整しながら、どのぐらいあれをするかということで、契約の額が235万円余り契約することになりまして、それに対して35%の手数料を省きまして、トータルで90万円余りの手数料となりましたので、当初予算で25万円、例年度並みで計上していたものですから、その差額分として65万8千円、今回計上しております。

議長（宮城安志）

7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

いまの説明は新年度入ってから行ったという形なんですね、となると当初、予算計上するときにわかるはずですので、そのあたりはちゃんと業者さんと調整した上の予算要求をするべきだと思います。

ちなみに、今回、いま金額で普通はされていますけれども、前年から始まったの金額なんですけれども、金額の35%が手数料になるわけです。実際、そういう形ですと35%も支払ってやっている。

それと今までやっていた去年の実績を見て今年も見込めるとは思いますが、そのあたり、この業務として、今後減といいますか、それでもやらなければいけないというような事業になるのかどうか。そのあたりは検討されているかどうか、お願いします。

議長（宮城安志）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。業者の方に委託出したところ、貸付した方々、償還義務のある方々の意識もだいぶ変わりました、去年は85万円から90万円ぐらい徴収できました。今年度、今月60万円余りとかという高額な返納とかもありまして、貸付をした方々の意識向上には繋がっていると思いますので、これはいいあれではあると思っておりますので、次年度も継続してやっていきたいなどは考えております。以上です。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号・令和4年度伊是名村育英事業特別会計補正予算（第

1号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第44号・令和4年度伊是名村育英事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第45号・指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長(前田政義君)

議案第45号・指定管理者の指定についての提案理由の説明をいたします。

次のように定住促進住宅内花1号棟の指定管理者を指定する。

令和4年8月22日提出、伊是名村長 前田政義。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設。名称、定住促進住宅内花1号棟。所在地、伊是名村字内花2674番地2。

2 指定管理者となる団体。名称、内花区。所在地、伊是名村字内花3051番地54。代表者、区長 名嘉清光。

3 指定期間、令和4年9月1日から令和7年3月31日まで。

提案理由、定住促進住宅内花1号棟の管理運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出するものであります。よろしくお願いします。

議長(宮城安志)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。本案について討論を省略したいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

よって、討論を省略いたします。

これから議案第45号・指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第45号・指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第6

同意第3号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

同意第3号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由の説明をいたします。

伊是名村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

住所、伊是名村字伊是名。氏名、末吉弘明。年齢66歳。

令和4年8月22日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、固定資産評価審査委員会委員の任期満了（令和4年9月30日）に伴い、委員を選任する必要があるため、本案を提出するものであります。

なお、ご本人の略歴書も添付させていただきます。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

したがって、同意第3号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから同意第3号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場の出入口を閉める)

この採決を行う議員は、8人です。

次に、立会人の指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番仲田正務議員及び5番東江清和議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して下さい。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。事務局長、高良和彦君。

事務局長（高良和彦君）

それでは、呼び上げます。1番前川秀和議員、2番宮城義秀議員、3番仲田正務議員、5番東江清和議員、6番東江源也議員、7番伊禮正徳議員、9番東江克伸議員、10番潮平そのみ議員。

議長（宮城安志）

投票漏れはありませんか。

(なし)

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。3番仲田正務議員及び5番東江清和議員の開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

開票結果を報告します。投票総数 8 票、有効投票 8 票、無効投票 0 票であります。有効投票のうち、賛成 8 票、反対 0 票、以上のおり賛成多数であります。したがって、同意第 3 号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

日程第 7

同意第 4 号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

同意第 4 号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由の説明をいたします。

伊是名村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求めます。

住所、伊是名村字伊是名。氏名、末吉正己。年齢 6 8 歳。

令和 4 年 8 月 2 2 日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、固定資産評価審査委員会委員の任期満了（令和 4 年 9 月 3 0 日）に伴い、委員を選任する必要があるため、本案を提出するものであります。

なお、ご本人の略歴書も添付してございます。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

本案について質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、同意第 4 号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから同意第 4 号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

この採決を行う議員は、8 人です。

次に、立会人の指名をします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番東江源也議員及び7番伊禮正徳議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して下さい。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。事務局長、高良和彦君。

事務局長（高良和彦君）

1番前川秀和議員、2番宮城義秀議員、3番仲田正務議員、5番東江清和議員、6番東江源也議員、7番伊禮正徳議員、9番東江克伸議員、10番潮平そのみ議員。

議長（宮城安志）

投票漏れはありませんか。

(なし)

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。6番東江源也議員及び7番伊禮正徳議員の開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

開票結果を報告します。投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票であります。有効投票のうち、賛成8票、反対0票、以上のとおり賛成多数であります。したがって、同意第4号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任に

については、同意することに決定しました。

日程第8

同意第5号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

同意第5号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由の説明をいたします。

伊是名村固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

住所、伊是名村字諸見。氏名、東江吉美。年齢64歳。

令和4年8月22日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、固定資産評価審査委員会委員の任期満了（令和4年9月30日）に伴い、委員を選任する必要があるため、本案を提出するものであります。

なお、ご本人の略歴書も添付されております。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

本案については、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、同意第5号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任については、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから同意第5号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

この採決を行う議員は、8人です。

次に、立会人を指名をします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番東江克伸議員及び10番潮平そのみ議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙の配付)

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載して下さい。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。事務局長、高良和彦君。

事務局長（高良和彦君）

それでは、呼び上げます。1番前川秀和議員、2番宮城義秀議員、3番仲田正務議員、5番東江清和議員、6番東江源也議員、7番伊禮正徳議員、9番東江克伸議員、10番潮平そのみ議員。

議長（宮城安志）

投票漏れはありませんか。

(なし)

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。9番東江克伸議員及び10番潮平そのみ議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

開票結果を報告します。投票総数8票、有効投票8票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成8票、反対0票、以上のとおり賛成多数であります。したがって、同意第5号・伊是名村固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後 2時00分

議長（宮城安志）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9

陳情第1号・県産品の優先使用についてを議題とします。

陳情第1号の理由及び趣旨については、お手元に配付してあるとおりでございます。朗読は省略いたします。

それでは、陳情第1号・県産品の優先使用についてを採決します。

お諮りします。本件は、採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号・県産品の優先使用については、採択することに決定いたしました。

日程第10

報告第5号・令和3年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

報告第5号・令和3年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

令和3年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和4年8月22日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく申し上げます。

議長（宮城安志）

これで説明を終わります。ただいまの報告に対し、ご質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで、報告第5号・令和3年度の健全化判断比率及び資金不足比率の報告

についてを終わります。

日程第 1 1

認定第 1 号・令和 3 年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第 1 号・令和 3 年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由を説明いたします。

令和 3 年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1 款村税から 2 1 款村債までの歳入合計は、予算現額 3 7 億 8, 2 9 5 万 4 千円に対し、収入済額が 3 6 億 5, 1 0 2 万 3 千円で、収納率は 9 6. 5 1 % となっています。

歳出においては、1 款議会費から 1 3 款予備費までの予算現額 3 7 億 8, 2 9 5 万 4 千円に対し、支出済額が 3 5 億 9 8 8 万円で、予算執行率は 9 2. 7 8 % となっています。

当該年度決算における形式収支額は、歳入歳出差引額 1 億 4, 1 1 4 万 3 千円の黒字で、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額も 1 億 3, 1 5 7 万 8 千円の黒字となっております。

実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は 2 億 4 2 5 万 3 千円の赤字でございますが、単年度収支に財政調整基金への積立額 1 億 8, 6 0 0 万円が公債費繰上償還金 7, 2 5 8 万 7 千円を加えた実質単年度収支は 5, 4 3 3 万 4 千円の黒字となっております。

また、実質公債費比率は、前年度に比べ 0. 3 ポイント増の 7 % となっています。

認定第 1 号につきましては、監査委員の決算審査意見書に掲げられた指摘事項等について厳粛に受け止め、適切な対策を講じ、今後の財政運営に努めてまいる所存であります。

なお、認定に付するにあたり、決算審査の資料として主要施策の成果説明書

及び基金の運用状況調書を同時に提出しております。

以上、認定第1号の概要について申し上げましたが、令和3年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

令和4年8月22日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

なお、本件については、決算審査特別委員会を設置し、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、ご質疑をお願いします。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号・令和3年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、認定第1号・令和3年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

続いて、お諮りします。認定第1号・令和3年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査するため、議長及び議選監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、議長及び議選監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

日程第12

認定第2号・令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第2号・令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由の説明をいたします。

令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款国民健康保険税から11款諸収入までの歳入合計は、予算現額2億2,265万1千円に対し、収入済額2億1,705万4千円で、予算現額に対する収納率は97.49%となっています。

歳出においては、1款総務費から11款前年度繰上充用金までの予算現額2億2,265万1千円に対し、支出済額が1億8,616万1千円で、予算執行率83.61%となっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額3,089万3千円の黒字となっており、前年度実質収支2,950万5千円を差し引いた単年度収支も138万8千円の黒字となっています。

以上、認定第2号の概要について申し上げましたが、令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

令和4年8月22日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、ご質疑お願いいたします。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第13

認定第3号・令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第3号・令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由を説明します。

令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款後期高齢者医療保険料から6款諸収入までの歳入合計は予算現額1,280万3千円に対し、収入済額1,287万1千円で、予算現額に対する収納率は100.53%となっています。

歳出においては、1款総務費から4款予備費までの予算現額1,280万3千円に対し、支出済額が1,234万1千円で執行率96.39%となっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額53万円の黒字となっており、前年度実質収支51万9千円を差し引いた単年度収支も1万1千円の黒字となっています。

以上、認定第3号の概要について申し上げましたが、令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

令和4年8月22日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、ご質疑をお願いします。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第14

認定第4号・令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第4号・令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由を説明いたします。

令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款事業収入から7款村債までの歳入合計は、予算現額2億5,127万9千円に対し、収入済額2億4,427万6千円で、予算現額に対する収納率は97.21%となっています。

歳出においては、1款総務費から6款予備費までの予算現額2億5,127万9千円に対し、支出済額が2億3,709万2千円で、予算執行率94.35%となっています。

当該年度決算における形式収支額は、歳入歳出差引額718万5千円の黒字で、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額も717万5千円の黒字となっておりますが、前年度実質収支891万4千円を差し引いた単年度収支は173万9千円の赤字となっています。

以上、認定第4号の概要について申し上げましたが、令和3年度伊是名村簡

易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき議会の認定を求めます。

令和4年8月22日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、ご質疑をお願いします。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第15

認定第5号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第5号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由を説明いたします。

令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款事業収入から6款村債までの歳入合計は、予算現額6,798万8千円に対し、収入済額6,868万2千円で、予算現額に対する収納率は101.02%となっています。

歳出においては、1款総務費から6款予備費までの予算現額6,798万8

千円に対し、支出済額が6,393万2千円で、予算執行率94.03%となっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額474万9千円の黒字となっておりますが、前年度実質収支585万5千円を差し引いた単年度収支は110万6千円の赤字となっております。

以上、認定第5号の概要について申し上げましたが、令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

令和4年8月22日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、ご質疑をお願いします。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第16

認定第6号・令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第6号・令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定

について、その概要及び提案理由を説明いたします。

令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款施設使用収入から3款諸収入までの歳入合計は、予算現額1,599万9千円に対し、収入済額1,661万9千円で、予算現額に対する収納率は103.87%となっています。

歳出においては、1款事業費から2款予備費までの予算現額1,599万9千円に対し、支出済額が743万3千円で、予算執行率46.46%となっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額918万6千円の黒字となっており、前年度実質収支729万2千円を差し引いた単年度収支も189万4千円の黒字となっています。

以上、認定第6号の概要について申し上げましたが、令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

令和4年8月22日提出、伊是名村長 前田政義。よろしく願いいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、ご質疑を願います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第17

認定第7号・令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第7号・令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由を説明します。

令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款事業収入から7款諸収入までの歳入合計は、予算現額3億8,590万2千円に対し、収入済額4億2,392万8千円で、予算現額に対する収納率は109.85%となっています。

歳出においては、1款総務費から6款予備費までの予算現額3億8,590万2千円に対し、支出済額が3億7,308万2千円で、予算執行率は96.68%となっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額5,084万5千円の黒字となっており、前年度実質収支4,290万1千円を差し引いた単年度収支も794万4千円の黒字となっています。

以上、認定第7号の概要について申し上げましたが、令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

令和4年8月22日提出、伊是名村長 前田政義。よろしくお願ひいたします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、ご質疑をお願いします。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

日程第18

認定第8号・令和3年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

認定第8号・令和3年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について、その概要及び提案理由を説明します。

令和3年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定については、別添歳入歳出決算総括表のとおりであります。

歳入においては、1款財産収入から5款諸収入までの歳入合計は、予算現額728万8千円に対し、収入済額856万4千円で、予算現額に対する収納率は117.5%となっています。

歳出については、1款総務費から4款予備費までの予算現額728万8千円に対し、支出済額が696万7千円で、予算執行率95.59%となっています。

当該年度決算における実質収支額は、歳入歳出差引額159万7千円の黒字となっておりますが、前年度実質収支179万6千円を差し引いた単年度収支は19万9千円の赤字となっています。

以上、認定第8号の概要について申し上げましたが、令和3年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めます。

令和4年8月22日提出、伊是名村長 前田政義。よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

なお、本件については決算審査特別委員会に付託の上、審査する予定でありますので、その点をお含みの上、質疑をお願いします。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。よって、本件については、決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

これより決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時39分

再開 午後2時44分

議長（宮城安志）

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告をいたします。休憩中の決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果が議長に届いておりますので、報告します。

委員長に10番潮平そのみ議員、副委員長に9番東江克伸議員が互選されました。これで報告を終わります。

お諮りします。決算審査特別委員会のため、明日8月24日は休会とします。

また、8月25日午前中は、決算審査特別委員会会議録の作成のため休会とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、明日8月24日から8月25日午前中は休会することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

散会（午後2時45分）

令和4年第3回伊是名村議会定例会会議録 第3号					
招集年月日	令和4年8月25日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	令和4年8月25日	14時03分	議長	宮城安志
	閉会	令和4年8月25日	14時44分	議長	宮城安志

議員の出席及び欠席

出席9名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	9	東江克伸	出席
2	宮城義秀	〃	10	潮平そのみ	〃
3	仲田正務	〃	11	宮城安志	〃
5	東江清和	〃			
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

3番	仲田正務	5番	東江清和
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	高良和彦	議会事務局主事	久高孝恵
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	前田秀光
副村長		建設環境課長	末吉長吉
教育長	照屋巧	教育振興課長	兼元清永
総務課長	諸見直也	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	濱里篤	商工観光課長	神田宗秀
企画政策課長	前川栄進		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和4年8月25日

令和3年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について
令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和3年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年第3回伊是名村議会定例会議事日程（第3号）

1. 開 議 午後2時03分

2. 付議事件及び順序 令和4年8月25日（木）

日程番号	議案番号	件 名
1	認定第1号	令和3年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について
2	認定第2号	令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
3	認定第3号	令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
4	認定第4号	令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5	認定第5号	令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
6	認定第6号	令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
7	認定第7号	令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について
8	認定第8号	令和3年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（宮城安志）

これから本日の会議を開きます。（午後2時03分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

直ちに本日の議事日程に入ります。

日程第1

認定第1号・令和3年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第8．認定第8号・令和3年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで一括して議題とします。

なお、討論、採決は、個別案件ごとに行います。

それでは、日程第1．認定第1号・令和3年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第8．認定第8号・令和3年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、潮平そのみ君。

決算審査特別委員会委員長（潮平そのみ議員）

それでは、読み上げて報告とします。

決算審査特別委員会委員長報告。

本特別委員会は、8月24日の1日間の日程で審査を行いました。委員長報告を行いますので、よろしくお願ひします。

それでは、あらかじめ配付しました委員会審査報告書を読み上げて、報告に代えさせていただきます。

令和4年8月25日、伊是名村議会議長 宮城安志様。決算審査特別委員会委員長 潮平そのみ。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

なお、事件番号、件名、審査結果の順に報告申し上げます。

認定第1号・令和3年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第2号・令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認

定について、認定。

認定第3号・令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第4号・令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第5号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第6号・令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第7号・令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

認定第8号・令和3年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定。

次に、決算審査特別委員会における審査の概要を申し上げます。

本委員会は、村長から提出されました決算書、実質収支に関する調書、公有財産調書、主要施策成果説明書、決算附属書類、決算審査意見書、健全化比率及び資金不足比率審査意見書等をもとに、議決された予算がその趣旨と目的にしたがって適正に、そして効率的に執行されたか、財源の確保など決算の着眼点を念頭に置きながら、慎重に審査を行いました。

以下、決算認定に当たっての質疑概要を申し上げます。

認定第1号・令和3年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について。

1 村民税、軽自動車税、固定資産税において、不納欠損額があるが、これまでは滞納繰越分に対してでありましたが、今回、現年度分に対して不納欠損額が出ておりますが、その内容と件数をお聞きしたい。

2 地方税法第15条の7で不納欠損処理を行ったと言うがこの条文について説明願いたい。

3 軽自動車及び固定資産税については、現物があると思うがそれを処分することはできないか。

4 村に於ける唯一の自由に使える収入であること、また税の公平性からし

でも安易に処分することは、他に納めている方に対し非常に不合理なことであるので、現物のあるものに対して法的な手段により不納欠損しないよう努めてもらいたい。

5 優良繁殖牛導入事業について、今現在村内に何名の畜産農家が何件いて何頭ずつ導入したかお教え下さい。

6 土木使用料の村営住宅家賃収入については、以前より指摘しているが滞納している件数について説明願いたい。また、どのような方法で催促等をしているのか。

7 非課税世帯特別定額給付金について、プッシュ方式と申請方式の両方方式を採用しているが、申請方式について当初見込んでいた件数に達しなかったということだがその内容等について詳しくお教え願いたい。

8 申請方式の申請については、少し手間が掛かると聞いているが今実際に申請している方としていない方の数を教えて下さい。

9 防風施設維持費管理作業について、工事費が予算額の半分しか執行されてないが、その工事の契約内容についてお聞きしたい。

10 土木費の執行率が他と比べて非常に悪い原因である河川費の繰越について、新年度も半分以上が過ぎようとしているが実施しているようには見えないが、令和4年度内に執行できるのかどうなのか聞きたい。

11 内花港に陸揚げされている軽石をこの事業で処分場に運搬処理することだが、この高額な補助金を全て執行可能なのか伺う。また、繰越しして執行残については補助金返還となる可能性については、国県はそのことを見込んで対応しているのか伺う。

12 事業の申請をして、交付決定通知はすでに来ていると考えるが、それでも取り下げについては可能なのか。

13 軽自動車登録委託料について、登録台数をお教え下さい。

14 地域振興事業により空き家実態調査が行われているが、どういう調査をしたのか伺う。

15 調査後の成果品については、閲覧可能なのか。

16 今後の空き家対策計画策定の中身についてお教え下さい。

17 空き家について今後村において購入及びリフォームを行い、民間に払い下げ等を行うことができることをお願いしたい。

18 雑収入の土地の賃貸料についてその内容と件数を教えていただきたい。

19 収入未済額調書の中に於いて、船舶費の旅客運賃及び自動車航送運賃の未済があるが旅客運賃について掛け払いは出来ないと考えるが、なぜ未済があるのかお教えいただきたい。

20 監査意見書から単年度収支が赤字となっているが、その原因及び附属資料の実質収支比率の減並びに公債費比率、経常収支比率について説明願いたい。

21 村では電動三輪車または電動四輪車の購入補助を行っているが、それを利用している方々に道路交通法について勉強する機会はないか伺う。

22 離島高校生修学支援費の詳細について、件数及びどうして不用額が生じているのか伺う。

23 休日出勤の内容についてお教え下さい。

24 教員宿舍の月々の家賃についてお教え下さい。また毎年修繕費がかさんでいるので家賃の値上げについて考えはないか。

認定第2号・令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

1 本会計に於いて、不納欠損処分した138件について、その経緯と要因について説明願いたい。

認定第3号・令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

1 普通徴収の収入未済額に対する件数と人数についてお教え下さい。

認定第4号・令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1 繰入金及び村債の収入未済額があり、説明で繰越事業分とあるが、どのような事業で繰り越して半年も過ぎようとしているのに発注されていない内容について聞きたい。

2 本管工事との兼ね合い等もあろうかとは思いますが早めに発注されるようお

願いたい。

3 収入未済額調書について、業務用があるが業務用の未納について、どういった要因で未納が生じたのか伺いたい。

認定第5号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1 収入未済額調書について、業務用があるが業務用の未納について、どういった要因で未納が生じたのか伺いたい。また、不納欠損額の内容について説明願いたい。

2 業務用については、業者というのは収益を上げて商いを営んでいるので、毎月きちんと整理し取りこぼしがないようお願いしたい。

認定第6号・令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1 ターミナル使用料の未収について、詳細な中身と徴収努力についてお聞きしたい。

認定第7号・令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

1 事業収入の旅客運賃、自動車航送料に収入未済金があるが、通常旅客運賃については売り掛けはできないと考えるが、その詳細について説明願いたい。

2 旅客運賃については、契約した旅行業者等との間での後納が認められていたと思うがどうか。

認定第8号・令和3年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑なし。

以上で、決算審査特別委員会の審査概要を申し上げて、委員長報告といたします。

議長（宮城安志）

しばらく休憩します。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時19分

議長（宮城安志）

再開します。

これで委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま報告のありました、令和3年度各会計の決算審査については、議長及び議選監査委員を除く全員で構成する決算審査特別委員会による審査のため、運営基準に基づき、委員長報告に対する質疑は、省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、委員長の報告に対する質疑は、省略することに決定しました。

それでは、これから日程第1．認定第1号・令和3年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

認定第1号・令和3年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

さて、前田村政の5期20年にわたる本決算審査は、村長にとっていよいよ最終の決算となりました。決算書を確認するに決算審査特別委員会が設置され、それぞれの施策に基づいた予算の執行状況を活発に質疑、審議され、一般会計で執行すべき事業予算等が着実に執行されているか確認したところ、監査意見書による指摘のとおり、収入未済額、不納欠損処分、また流用や不用額等の質疑、審査内容が主でありました。

しかし、昨今のご時世、コロナ禍における予算執行には職員にとっては感染拡大の対策に追われ、休日を返上した業務の負担とある中、全体的に予算執行に努力された決算であると高く評価いたします。

よって、本決算の状況は歳入総額36億5,102万2千円、歳出総額35億998万円で差引総額1億4,114万2千円となっている。そのうち956万5千円が翌年度に繰り越すべき財源で、実質収支額は1億3,157万7

千円の黒字となっている。引き続き職員一丸となって、村発展に向けた予算が最大の効果を発揮されますことを期待申し上げ、本員は認定第1号に賛成といたします。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

これで討論を打ち切ります。

これから認定第1号・令和3年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第1号・令和3年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第2．認定第2号・令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論を行います。討論ありませんか。2番、宮城義秀議員。

2番（宮城義秀議員）

それでは、認定第2号・令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論します。

本決算は、歳入総額2億1,705万4,042円、そして歳出総額が1億8,616万1,520円、実質収支額が3,089万2,522円の黒字となっております。

皆様ご承知のとおり、国民健康保険制度は、主として農民や漁民、自営業者などを対象とする医療保険であり、医療費などの出費に対して、自己負担が軽減され、安心して医療が受けられる大変いい制度であります。

また、本決算では令和元年度の収納率76.3%に対し、令和2年度では8

7.7%、そして令和3年度では90.1%と毎年収納率の改善が見られます。

今後ますます健全で安心できる制度運営に期待して、認定第2号・令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成いたします。

議長（宮城安志）

他に討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号・令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第2号・令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第3．認定第3号・令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。7番、伊禮正徳議員。

7番（伊禮正徳議員）

それでは、認定第3号・令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療特別会計は、主に歳入では医療保険料の徴収、歳出においては、後期高齢者医療広域連合への納付業務であり、本決算を確認するに高齢者にとっては年金の引き下げや厳しい収入の声のある中、現時点において歳入の保険料徴収はほぼ完納となっている。

また、歳出の納付金不用額は保険医療の額が年度末の確定となるためのものであり、歳入歳出決算は適正に執行された決算として高く評価いたします。

本決算は、歳入総額1,287万1千円に対し、歳出総額1,234万円で、実質収支は53万円となっている。前年度実質収支額52万円を差し引いた単年度収支は1万円の黒字である。よって、本員は認定第3号に賛成といたします。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号・令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第3号・令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第4．認定第4号・令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。3番、仲田正務議員。

3番（仲田正務議員）

認定第4号・令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場で討論いたします。

本決算は、歳入総額2億4,427万6,440円、歳出総額2億3,709万1,891円、実質収支額で717万4,549円の黒字決算となっております。

本決算は適正に執行され、健全な運営がなされております。

また、村民が待ち望んでいました海水淡水化施設も完成をし、今月30日に水道の供給開始式を執り行う運びとなりました。これからは、安心安全な生活環境が送れることが期待されます。よって、令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に賛成いたします。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号・令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第4号・令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第5．認定第5号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。1番、前川秀和議員。

1番（前川秀和議員）

認定第5号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

本決算は、歳入総額6,868万1,521円、歳出総額6,393万2,088円で、実質収支額474万9,433円の黒字であります。

前年度実質収支額585万5,093円を差し引いた単年度収支額は、マイナス110万5,660円の赤字となっております。

赤字の要因を精査し、健全な会計運営に努めて下さい。よって、私は認定第5号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算に賛成

いたします。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第5号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第6．認定第6号・令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。9番、東江克伸議員。

9番（東江克伸議員）

認定第6号・令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の歳入総額1,661万8,821円、歳出総額743万3,016円、歳入歳出差引額918万5,805円の決算に賛成の討論を行います。

本会計は、荷捌き施設を中心とした港湾整備事業で整備しました建物と、それから観光物産センターの管理を主とした会計であります。

ただ、物産センター内のレストラン施設が長年借り手がないということが非常に残念でなりません。今後、いろいろアイディアを出し合い、早くこの問題を解決することを願います。

今後とも観光物産センター、あるいは荷捌き施設の適正な管理に努めていただきまして、そして本施設、我が伊是名島の玄関口でありますので、利用

者が快適に利用できるよう適切な管理に努めていただきますよう希望しまして、本決算に賛成の討論を行います。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号・令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第6号・令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第7．認定第7号・令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論ありませんか。6番、東江源也議員。

6番（東江源也議員）

認定第7号・令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

歳入総額4億2,392万7,609円、歳出総額3億7,308万2,181円、実質収支額5,084万5,428円となっております。

新型コロナの影響が続いておりますが、現在は渡航制限はなく、人の移動は多くなることと思います。これからもコロナ感染対策を万全に、フェリーいぜな尚円の安心安全運航に努めて下さい。以上、賛成の討論といたします。

議長（宮城安志）

他に討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号・令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第7号・令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第8. 認定第8号・令和3年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について討論を行います。討論はありませんか。2番、宮城義秀議員。

2番(宮城義秀議員)

認定第8号・令和3年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

本決算は、歳入総額856万3,732円、歳出総額696万6,715円、実質収支額が159万7,017円の黒字となっております。皆様ご承知のとおり、育英事業は島の未来を担う子どもたちの人材育成を図ることを目的に設立された制度であり、貸付制度のほか、返済不要な給付型制度もあり、子どもたちにとっては、とても充実した内容になってきていると思います。

今後もこの支援制度がますます拡充するとともに、安定した事業継続を期待して、認定第8号・令和3年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成いたします。

議長(宮城安志)

他に討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号・令和3年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は、認定であります。

お諮りします。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第8号・令和3年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

お諮りします。本定例会で議決されました事件について、その条項・字句・数字・その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、条項・字句・数字・その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

8月22日から始まりました、令和4年第3回伊是名村議会定例会は、予定されていた議案が議員各位、並びに執行部の協力により、無事終了することができました。

これで令和4年第3回伊是名村議会定例会を閉会いたします。

閉会 (午後2時44分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員

令和4年第3回伊是名村議会定例会 決算審査特別委員会会議録 第1号					
招集年月日	令和4年8月24日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 委員長宣告	開議	令和4年8月24日	10時31分	委員長 潮平そのみ	
	閉会	令和4年8月24日	14時56分	委員長 潮平そのみ	

委員の出席及び欠席

出席7名

欠席2名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川 秀和	出席	9	東江 克伸	出席
2	宮城 義秀	〃	10	潮平そのみ	〃
3	仲田 正務	〃	11	宮城 安志	欠席
5	東江 清和	欠席			
6	東江 源也	出席			
7	伊禮 正徳	〃			

職務のため委員会に出席した者の職氏名

議会事務局長	高 良 和 彦	議会事務局主事	久 高 孝 恵
--------	---------	---------	---------

伊是名村議会委員会条例第19条の規定により、説明のため委員会に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
教 育 長	照 屋 巧	農林水産課長	前 田 秀 光
総 務 課 長	諸 見 直 也	農林水産課長補佐	高 良 武
総務課長補佐	儀 間 光 仁	住民福祉課長	諸 見 美 奈 子
会 計 管 理 者	濱 里 篤	住民福祉課長補佐	名 嘉 尚
企画政策課長	前 川 栄 進	商工観光課長	神 田 宗 秀
企画政策課長補佐	嘉 敷 良 隆	商工観光課長補佐	名 嘉 英 幸
建設環境課長	末 吉 長 吉	教育振興課長	兼 元 清 永
建設環境課長補佐	東 江 力 志		

決算審査特別委員会 議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時31分

2. 付議事件及び順序

令和4年8月24日（水）

日程番号	議案番号	件 名
1	認 定 第 1 号	令和3年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について
2	認 定 第 2 号	令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
3	認 定 第 3 号	令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
4	認 定 第 4 号	令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5	認 定 第 5 号	令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
6	認 定 第 6 号	令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
7	認 定 第 7 号	令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定について
8	認 定 第 8 号	令和3年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長（潮平そのみ）

決算審査特別委員会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

8月23日の本会議において、決算審査特別委員会が設置され、その後における委員会の会議において、わたくし潮平が委員長に互選されました。大変光栄に存じます。

委員長の職を十分に果たせるように委員各位のご協力を得てスムーズな委員会運営に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

決算については、委員各位もご承知のとおり「予算が議決した趣旨と目的にしたがって適正に、そして効率的に執行されたかどうか」、それによって「どのような行政効果が発揮できたか」、「歳入の確保の努力が十分であったか」など、決算の着眼点を念頭におきながら慎重な審議をお願いしたいと思います。

なお、委員会の審査期間は本日24日の1日間となっておりますので、より効率的に委員会運営ができますよう、各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、あいさついたします。

ただいまから決算審査特別委員会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の審査事項は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

本日は、説明のため教育長、各課長、会計管理者、課長補佐の出席を求めました。

それでは、審議に入ります。

日程第1

認定第1号・令和3年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

それでは12ページの村民税、それから固定資産税、それから軽自動車税において不納欠損額が生じていますけど、滞納繰越分においてはそれぞれ事業があっ

たと思うんですが、前年度において不納欠損が出ておりますが、その内容等について説明をお願いします。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。ただいまの不納欠損額の件について、後ろの方に添付資料がございまして、不納欠損という見出しが出ていたと思うんですけど、そこの方に挙げております令和3年度分4件で4万180円出ております。これは現年度分、地方税法による不納欠損なんですけど、地方税法第15条の7、説明書きにも書いてはあるんですけど、この方の詳細な内容ということでよろしいでしょうか、件数は掲げてありますけれども。

2番（宮城義秀委員）

15条の7というのは、どういった場合でしょうか。

総務課長（諸見直也君）

滞納処分での停止の要件です。それともう一つは時効消滅ということで、今回、亡くなられた方とか、そういった方を対象に不納欠損の方を4件処理しております。

委員長（潮平そのみ）

2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

現年度分で死亡等によりということなんですけど、固定資産税とか、軽自動車等について現物があると思われまして、そういったものの手続き等についてはどのようにするのか、例えば、これは亡くなったから、法律がなくなるわけではないわけです。まだ法律の本を読んではないんですけど、そういった場合に滞納処分したということで、土地とか、車はどういった扱いになっているのか。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。いろいろ皆さんも諸事情がありまして、そういった土地を

登記できないとか、そういったこともありまして、進めている状況ではあります。

その中においても不動産の差し押さえとか、去年からは給与、預金すべて差し押さえの手続きを取って徴収しているところではあるんですが、やはりそういった手続きを踏んでも厳しいという方については、こちらの方で時効消滅とか、そういったのを適用して、今回あげさせていただいております。

中にはものがないとかという方もおりまして、今回はやむなく該当する方のみを不納欠損としてあげさせていただきました。以上です。

委員長（潮平そのみ）

2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

唯一、村の自由に使える収入でございます。そしてまた税の公平性からいっても、これを処分するとか、取らないということは、お金を納めている方々に対しても非常に不利益な事だと思いますので、いろんな事情もあろうかと思いますが、そういった現物のあるものについては、適正な手段等、いろいろなことを勘案してできるだけ不納欠損というふうなところにはいかないような努力の方をよろしくお願いします。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。9番、東江克伸委員。

9番（東江克伸委員）

50ページの優良繁殖雌牛導入についてお伺いしたいと思います。現在、本村で畜産を営んでいる方は何名なのか。今回700万円近く補助金が出ていますけれども、何件に何頭ずつ助成したのか。牛の頭数もよろしくお伺いいたします。

委員長（潮平そのみ）

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

お答えいたします。まず、畜産農家の総数については、大変申し訳ないんですが、いま総数の資料は持ってないんですが、この決算額に対する資料としまして、下の件数だけで申し上げたいと思います。該当したのが4人で20頭を導入しております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他にありませんか。3番、仲田正務委員。

3番（仲田正務委員）

18ページお願いします。4目の土木使用料、村営住宅の収入未済額の件なんですけど、これは前々から指摘されているんですけど、これ27万円余り、これは1箇所なのか、また件数が何件なのか説明をお願いします。

委員長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。3世帯の方が徴収できなかったということになっております。

委員長（潮平そのみ）

3番、仲田正務委員。

3番（仲田正務委員）

これは毎年出ていますけれども、同じ方なのか、また徴収努力の方はされているのか、その説明をお願いします。

委員長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

説明いたします。3名のうち、お二方については、前年度の方も滞納がありまして、一方については令和3年度のみということになっております。

委員長（潮平そのみ）

3番、仲田正務委員。

3番（仲田正務委員）

徴収努力の方はされていますかという質問なんですけど。

委員長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

お答えいたします。臨戸訪問とか、あるいは電話での督促とかを行っていまし

て、年度を跨いで令和4年度になって、令和3年度分も支払っている方もいらっしゃると思います。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑はありませんか。7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

私の方で2点ほどお願いしたいんですが、52ページ、民生費、1負担金補助及び交付金、右側の方に不用額500万円出ているのは、不用額調書を見ましたら、非課税世帯特別定額給付があると思うので、そこにはプッシュ方式、申請方式があるということが記載されていますが、特に申請方式において見込んでいた件数に達しなかったということになっています。この説明をもう少し詳しく件数等々も踏まえて、できましたらお願いしたいと思います。

そして2点目、72ページ、農林水産費、農地費の14節の不用額107万4,300円、この件時間短縮するために私の方でそれなりに金額は言ってみますが、道路維持費の方は約60万円ぐらい、そして防風施設維持費が200万円ぐらいかなと予想されます。そのとおりかどうか。そして不用額説明、3ページの方に掲載されて理解はしますけれども、たぶんその状況で月にすると補正に間に合わなかったということになるはずですけど、実際、工事としては、契約状況はどういった契約をされているのか、出来高なのか、1月ぐらいで工事が終わったのか、2月ぐらいに終わったのか、そのあたりが半分しか執行されてないという形に見受けられます。再度説明の方をお願いしたいと思います。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。非課税世帯臨時特別給付金事業の件であります。いま金額が560万円ほどありまして、これをまた令和4年に繰り越している状況ですけれども、それとさっきの補正予算においても増額の予算措置をしております。

家計急変世帯の件なんです。この560万円余りは家計急変世帯、その方については申請方式ということで、いろいろ書類とかがあがってきた場合にやるもので、うちの方で見込んでいた方が当初この期間にできなかったということで繰

越をしていま手続きを進めているところです。

現在、合計で220名余りの方にいま交付を終えている状況で、ちょっといま家計急変世帯が何世帯なのかというのはいま手元に資料がなくて、後程提供できればと思っております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

農林水産課長補佐、高良武君。

農林水産課長補佐（高良 武君）

ただいまの質問にお答えします。防風施設維持管理工事、当初192万5千円で請負をさせております。この中で受注業者と当初打ち合わせで一番最初に作業するもの草刈りを先にやって、その後、新芽、若芽が出てきたタイミングで除草作業をして下さいと事業説明をして、その作業を執行しました。

ですが、受注業者の方が一番最初に草刈りと言っていたものを除草剤で除草作業をして草刈りする回数が減ったというのが一番の原因であり、若芽が出てきて除草するかと言ったら、タイミングを外してまた伸びてきて、それを見てまた除草したんですが、回数も3回としていたものが約2回ぐらいという形になっての請負金額の変更契約をしたということになっております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

それでは非課税世帯についての交付ですけれども、いま220名中、何名であるかは資料がないということですか。逆に220名中に払う予定、繰越にはしているんですけれども、再度聞きますけれども、この申請方式がちょっと難しいということは聞いてはいますけれども、その方々に払うのがいま繰越された件数が何件で、実際やった人と使っていない人でてるんですか。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

成果説明書1ページの後ろの下段の方なんですけど、そちらの方にちょっとした内容を書いてございます。

それから右側の方に支給対象者が359世帯ございまして、3年度に217世帯給付を終えております。

繰越をして、さらにまた220世帯ございまして、いま現在動いているところでありまして。その方は基準日が12月10日であるんですが、また令和4年度は6月1日を基準にした方がおりまして、その辺もまた追加になっていると思います。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

と言いますのは、この件に関して村民からいろいろ問い合わせがあるのか、ないのか、どうなっているのかということを知りたいかあるみたいですが、同じ年代の人、同じ非課税、また急変と言いますか、生活がちょっとコロナによって急変したとか、いろいろなのがあるということですが、今年、今回、繰越してやるとおっしゃっていますけれども、これは全員込めるんですか、予想としては全員支払い可能なんですか、繰越したのは。それは見込みとしてはもちろんされていると思いますが、申請者にとってそんなに難しいものなんでしょうか。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。やはり急変ということでありまして、前年度との比較が必要になってまいります。また申告を殆どがされてないと、それでこの確認の作業ができなくて、本人さんがいろいろこういった支払いとか、前年度よりこれだけ下がりましたよというふうな資料がなかなか確認ができない現状であるんですが、その辺は該当する方は抽出されて、この方は非課税世帯であるだろうという方に対しては、今後そういった電話連絡をして、できるだけ申請していただくように努めてまいりたいと思います。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

全員該当されている方々には、そういったコロナ禍の中、何とか早くできる形にもっていただけるように努力をしていただきたいと考えていますので、お願いしたいと思います。

次いきます。72ページの防風林関係、この件は私1回目の定例会の一般質問に関連した指摘がなるほどいまこういう形だったということで現場の方もそういう理由だったのかなど、この決算書を見て感じました。というのは、特に防風林関係は仲田地区だけではなくて、東部地区等々、何箇所か皆さん200万円ぐらいで管理されているとおっしゃっていました。これが実質こういう形でいろいろ除草剤等々で手違いがあつて、先になつて草刈りができなかった原因がこういう形になっていると。

何とかそのあたりも一般質問では皆さんの方をお願いしていますが、この契約の工事ですけれども、契約は契約として減額契約に変更したということなんですが、これは出来高でやっているんですか。それとも年間これだけは月々必ず何回やるという工事の請負額が決まって200万円で請けさせてはいないんですか。最終的に年間、途中払いとか、そういう形で出来高でされているのかどうか、契約状況を説明願います。

委員長（潮平そのみ）

農林水産課長補佐、高良武君。

農林水産課長補佐（高良 武君）

お答えします。契約形態は一括請負になっております。月々、出来高払いということは今年度はやっておりません。議員さんが言われているとおり今回はトータルの出来高で精算しました。なので、先程言ったように除草、草刈り作業してきて、年度内であと一度草刈り作業をさせたかったんですが、年度内でその作業ができなくなつての減額契約ということになりました。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

出来高なのか、年間通じて200万円なのかと聞いたら、手違いがあつて月払いで精算したと、いまそのように聞こえてなりません。そのやり方は妥当ですか、

私は最初で年度の何月頃に除草剤をかけたかわかりませんが、そのときは既に契約はされていたと思うんですよ。そうなるともう見え見えじゃないですか。除草剤をかけると何か月ぐらいいは草刈りができないという状況で放置しておかなければいけない。そして計画どおり実施できないという形になってしまっているという気がしてなりません。その辺りは私はこれから見ると、どうも実行した予算が半分しかできてないということに対して、もう少し何らかの方法で、今後、どのような体制で本来のあるべき姿で今後はやっていくのか答弁を願いたいと思います。

委員長（潮平そのみ）

農林水産課長補佐、高良武君。

農林水産課長補佐（高良 武君）

お答えします。まず、契約形態なんですけど、出来高は月々ではなくて一括です。作業の取り組み方なんですけど、今年度、令和4年度は先程からも言っているように、まず一発目、草刈り作業をさせております。そして新芽が出てきた際にはタイミングを見計らって除草剤にての除草作業を行っていきたくて今後は考えております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

どうも私は理解できないところがあります。契約はされているんですか、されてないんですか。

委員長（潮平そのみ）

農林水産課長補佐、高良武君。

農林水産課長補佐（高良 武君）

契約はされております。確か去年の7月から2月いっぱい契約となっております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

7月からでしたら除草剤の都合があって2月までやったのかなと思われませんが、その分が何回やったかわかりませんが、その出来高で約半額支払いしたということで理解をします。

今回、そういうことでしたら、次回からはぜひ予算執行されて、先の一般質問にもあったとおり、初めてこの状況がいま決算でわかった状況ですので、今回はそのようなことがないように適正な管理、そして林帯等の見栄のあるような、そして作物に被害を及ぼさないような林帯管理をしていただきたいと思います。そういうことで私からの質疑を終わります。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

それでは、監査意見書の9ページになるんですが、表の中で土木費、執行率68.1%、これは他の会計の款に比べまして非常に悪い。それ何なのかなと思ってみたら、84ページ河川費で3,867万円を繰り越しておりますけれども、この河川費の繰越、そして今年度に繰り越されているんですけれども、この事業8月も終わろうとしておりますが、実施していない状況だと思います。これは繰越の原因、繰越計算書あたりで出てくるのかわかりませんが、今後の見通し、これまで執行率の68%、一つは道路の方で既に完了したのか。この辺はまだ確認をしていますが、土木の半分の予算が繰越、未執行という中で、この河川費については、まだ現状で手がつけられていないような状況だと思うんですが、この事業、4年度においては実施可能なのか。要するに執行ができる状況なのか。その辺まで含めて答弁をお願いします。

委員長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ご質問にお答えします。84ページの繰越額3,867万円なんですけど、昨年度の軽石、県経由なんですけど、国から急遽ついた予算でありまして、それを執行するために直で人を雇って軽石の回収をやろうと思って、その予算と、また委託の方もあったんですけど、防災無線を通じて作業員の募集をかけたところ、1

名も応募する方がいなくて、その間に漁業組合さんの方の軽石の事業が始まってきまして、この予算の範囲にすると、ほぼ村の方と漁業組合さんの方の範囲が全く一緒だったものですから、今回まで事業実施してないんですけど、内花港に陸揚げされている軽石、それを撤去しようということで、いま県の方に事業の変更申請書を出しているところであります。

それで回収したものを島外に持ち出しして処分しようかなといま考えておりません。

委員長（潮平そのみ）

2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

内花港にというのは、単独でと言いましょうか、向こうで保管しているものをこの事業で取り組もうということ、大まかな話は大体聞いてはいるんですけども、この高額の3,800万円、これが実施可能なのか。また、繰越してこれを返還するというのが国、県の方もそこまで全部見込んで対応しているのか。そこまで答弁をお願いします。

委員長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

県の方には先程申し上げたんですが、いま変更の手続きで額を相当落としての変更の申請をいま行ってはいるんですけど、県の方からまだ回答が来なくて、事業にまだ踏み込めない状況がありまして、それも含めて、また県とは連携を密にしながら事業を進めていきたいなと思います。

委員長（潮平そのみ）

2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

事業の変更はいろいろあろうかと思うんですが、いま新しく置かれているものを持ち出すと。もう1点は、それだけで3,800万円にのぼるとは到底考えられないので、こういったものが例えば他に軽石がこれから除去することができないのか。そういったことで減額返還するということが可能なのかというのはわかつ

ていらっしゃいますか。

委員長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ご説明いたします。この事業に関しては、まだ事業の交付申請を行ってなくて、収入についてはまだ一円も収入を受けてない状況がありまして、そこには返還という手続きはないのかなと思っています。

ですから、先程述べたとおり、事業の規模を縮小して実施する方法かなと思っています。

委員長（潮平そのみ）

2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

決定通知とかは来ている。これ皆さん予算は確保して、お金はその分は国、県も予算は確保して置いてあると思うんですよね。

ただ、ここが実施に向けての事業の申請、私もどうなのかよくわからないんですが、普通は予算確保した時点でやってもいいですよとかという指令とか、そういうものは既にいただいていると思うんですよ。であれば、ほとんど請求をやればお金は下りてくる状況にはあるだろうと思うので、こういった場合の事業の取下げと言いましょうか、私は返還と言いましたけれども、そういったことは可能なんですかということを知っています。

委員長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

質問にお答えします。縮小しての事業実施にはなるかと思うんですけれども、その辺もいま県の担当を通じて情報といたしますか、連携、調整している段階でありまして、取下げではなくて、いま内花の方を撤去しないといけないものですから、そこへの撤去にはあげたいなと思っております、そこで事業を実施したいなと考えています。

委員長（潮平そのみ）

2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

変更して実施したいと、残りのものについては、事業が変更可能なのか、そういったこともぜひ早々とそういったものは詰めておかないと、これは既に繰越しているわけです。国、県としてもできると言って申請したのに、いまさら繰越してまたできませんよというのもなかなか調整の方が難しいのではないかと思うんですよ。

ですから、できるだけ早めにこういったものは対応しないと、この予算、結局いま沖縄県の予算執行率が非常に悪いということで県全体の予算がいま削られているわけです。これについても結局はそういうことになるんです。やりたいということで、半ば強制的な面もあるかもしれないんですが、一旦やりますと手を挙げて、繰越までして、これが繰越しないうちに消化できませんというふうなものだったら話はわかるんですけど、繰越までやったらたぶん事業はいついつまでにやりたいですというふうな繰越になっていると思うんですよ。それが全くできない、又は相当な規模縮小というふうなことになる、何らかのペナルティーがないのかなと非常に心配しているんですよ。もうだんだん残りの年度も少なくなってきましたので、その辺ぜひ早々と調整をして、事業への取り組みをやった方がいろいろなことで進みやすいのではないかと思いますので、早めの対応の方をよろしくお願いします。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。6番、東江源也委員。

6番（東江源也委員）

1点だけ、44ページ、軽自動車の登録委託料とあるんですけど、これは公用車だと思うんですけど、何台でこの金額になるのか教えて下さい。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えいたします。軽自動車登録委託料6万8千円の件であります、これは台数とかは関係なくて、システムに関する委託料であります。以上です。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

他に質疑ありませんか。9番、東江克伸委員。

9番（東江克伸委員）

成果報告の3ページ、地域振興事業、空き家実態調査実施ということで357万円支出しているんですが、どういう調査をして、空き家実態調査ですから、たぶん各集落の空き家を調査したと思うんですけど、今後の空き家対策計画に向けて基礎資料を作成することができたということですが、どういうふうな調査をしたのか、お伺いしたいと思います。

委員長（潮平そのみ）

企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

お答えいたします。空き家の実態調査ということで、村内の空き家、集落別に現状の空き家を把握し、データベース化した調査内容となっております。

今後、次年度以降におきまして、これを活用して何かできないかということで整備しております。次年度以降の計画にむけた調整をしております。

委員長（潮平そのみ）

9番、東江克伸委員。

9番（東江克伸委員）

調査したということであれば、その資料というか、データをもらえるのか、見れるのか。

委員長（潮平そのみ）

企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

集落ごとに件数、これには所有者とか、そういう状況なども整備されておしま

すので、閲覧できるかどうかというのは調べてみないと、お答えできない状況でございます。以上です。

委員長（潮平そのみ）

9番、東江克伸委員。

9番（東江克伸委員）

ぜひ、空き家がどれぐらいあるのか、我々集落もありますので、空き家を利用できるのか、資料を見せる時期が来れば見ていきたいと思えます。

そして、今後の空き家対策計画策定ということですが、どういうことを計画してやるというのは決まっていますか。

委員長（潮平そのみ）

企画政策課長、前川栄進君。

企画政策課長（前川栄進君）

お答えいたします。空き家の利活用についての現在の計画というのはなくて、それに向けて活用できるかどうかという基礎資料ということで整備した調査でございますので、次年度以降に利活用できるかどうかという協議会あたりの立ち上げをいま検討しております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

9番、東江克伸委員。

9番（東江克伸委員）

いまからということですので、空き家があるのであれば、ぜひ、村で土地も全部購入して、修繕して民間にまた払下げなどするような形ができればと思って、今後期待していますので、よろしくお願いいたします。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。1番、前川秀和委員。

1番（前川秀和委員）

1点ほど確認させて下さい。31ページ、諸収入の方で雑入、結構大きい額、未済額になっていますけど、その中において土地の賃貸料13万5,411円とありますが、その場所と、個人なのか、業者なのか、お聞かせ下さい。

委員長（潮平そのみ）

総務課長、諸見直也君。

総務課長（諸見直也君）

お答えします。土地の賃貸料なのですが、これは農地とか、あとは草地、それから現場事務所となっている場所もございまして、個人と法人ございまして、件数の方はちょっといま覚えてないんですが、それぞれ毎年変動はあるんですが、それに関する土地の賃貸料となっております。件数については、後程調べてからお答えしたいと思います。以上です。

委員長（潮平そのみ）

1 番、前川秀和委員。

1 番（前川秀和委員）

確認ですけど、これ法人の方は回収できなかったんですか、未済額になっていきますけど、いま個人と法人をあげておりますので、この賃貸料のものです。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前 11 時 26 分

再開 午前 11 時 27 分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

他に質疑ありませんか。6 番、東江源也委員。

6 番（東江源也委員）

収入未済の方の 6 ページなんですけど、船舶の未済の方に旅客運賃の未収とあるんですけど、これ運賃も掛けで載せているのか、お伺いします。

委員長（潮平そのみ）

商工観光課長補佐、名嘉英幸君。

商工観光課長補佐（名嘉英幸君）

お答えします。船舶特別会計上は、いま 9 条 2 項というので後納ができるようになっています。以上です。

委員長（潮平そのみ）

6 番、東江源也委員。

6 番（東江源也委員）

後納ができるということなんですけど、旅客運賃はできるだけ早めに徴収した方がいいと思います。よろしくお願いします。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。2 番、宮城義秀委員。

2 番（宮城義秀委員）

監査意見書の 11 ページ、単年度収支及び実質単年度収支、この欄で単年度収支が 2 億 4 2 5 万 3 千円の赤字となっておりますが、これは 29 年度から載っていると思うんですが、こんなに大きな赤字を抱えたのは今回が初めてだと思います。その大きな原因は何なのかということと、関連しまして付属資料の財政指標の中におきまして実質収支比率 5 年分が載っております。ここも実質収支比率、それに伴って過去は 20% ラインなんですけど、今回は 9.2% と極端に減っております。

また、逆に公債費比率 16.2%、これも 5 カ年で毎年増えてきております。

それから経常収支比率、ここも 5 年間で 85.2% と過去最低になってきております。これらのことについての説明、今年度がこう悪くなってきた説明の方をよろしく願いいたします。

委員長（潮平そのみ）

総務課長補佐、儀間光仁君。

総務課長補佐（儀間光仁君）

それでは、宮城委員のご質問にお答えいたします。令和 3 年度単年度収支が約 2 億円余り赤字となっており、議員もおわかりかと思いますが、単年度収支というのは、当該年度決算余剰金から前年度の決算余剰金を差し引いたものでありまして、言い換えれば前年度より今年度は決算余剰金が減少したということで、この決算余剰金の増減理由については、その年度においてのいろいろな要素があり一概には言えませんが、今年度は単年度収支に財政調整基金への積立額を追加して、財調の取り崩し額を差し引いた実質単年度収支は黒字となっていることを申し添えます。

単年度収支は、今年度は財調への積立、それから庁舎建設基金への積立額を当

該年度は多く積み立てることも一つの要因かと思われます。また、令和3年度においては小学校の校舎建築において3年度の補助金が4年度に入ってきている都合上、3年度でその分、一般財源での立て替えが発生しておりまして、この3年度の補助金の立て替えがなければ、今年度は2億8,000万円余りの決算余剰金を見込んでおりました。単年度収支の要因については、以上でございます。

あと財政指標等なんですが、財政指標の経常収支比率85.2%ということで、前年度より約5%ほど減少しているんですが、今年度、令和3年度は国の補正予算等において普通交付税の増額等がありました。

当初は普通交付税も経常収支比率の歳入に反映されることから、前年度に比べてまして交付税が1億円余り2年度に比べて3年度は増額となっていますので、その都合上、経常収支比率も前年度と比べて5%ほど減少しております。

それから公債費負担比率、令和2年度から令和3年度は約3%増加しておりますが、公債費負担比率は令和3年度におかれまして12月定例会にて公債費の繰上償還を行っております。公債費負担比率には、公債費の繰上償還額も含まれますので、例年に比べて3%ほど増加しております。

公債費負担比率には、公債費の繰上償還は含まれるんですが、実質公債費比率には、繰上償還分は含まれませんので、前年度より0.3%ほど増加となっております。

実質収支比率も例年25.5%、2年度も25.5%ですが、今年度は9.2%となっておりますが、実質収支比率は、標準財政規模に、その年度の決算余剰金を割った額がパーセントで表れますので、今年度は前年度より決算余剰金が少なくなった分、実質収支が9.2%となっております。以上で説明を終わります。

委員長（潮平そのみ）

2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

それでは、今年度、3年度の実質収支、収入の方は1億4,000万円ぐらいでしたか教育費の方で収入不足が生じたか、そういうことで今回3年度分では、それだけ補助金が少なくてこうなったという説明でよろしいわけですか。

確か今年、最初の補正でそれは出たはずなんですけれども、確認のために一応

質問させていただきました。

それから公債費負担比率については繰上償還が原因でこうなったということですが。実質収支比率については、去年の収入自体が結局は減ったからそうなったということで理解してよろしいですか。こういったのは、結局、補助金の収入がうまくできなかったということで、それが原因で収入が少なくなったということではよろしいですか。

これからもいま財政の方からもあったように、補助金等の収受というのは非常に大きなウェートを占めておるわけです。それによって1億6,000万円とか、多くの収入が減ったお陰で決算年度においては、非常にばらつきのある決算になっております。これは各会計においてもぜひこういう予算の収入、そういった当初から見込んでいるものの収入はぜひ受けないと、決算においても非常にわかりづらい決算になってくると思います。

今回、あまりにも極端に財政の指標が動いておりました関係で質問させていただきましたけれども、ぜひ、そういった急激なことがないような担当においては頑張ってくださいということで、これで私の質問を終わります。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。3番、仲田正務委員。

3番（仲田正務委員）

成果説明書の5ページの方をお願いします。老人福祉費の電動三輪購入助成、いま8名の方に助成されて120万円計上されていますけど、いま電動バイクで老人の方が道路を走っていますけど、いま現状として交通法規と言いますか、道路の真ん中を走ったりして、いま助成すると、これからもたぶん増えていくと思うんですけど、これ関連して駐在の方と連絡取って、交通ルールの方をこれから指導できないか、お伺いします。

委員長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

ただいまの質問にお答えします。この件に関しては、以前にもご指摘ありました。今回、講習会を実施する予定ではあるんですけども、まだコロナの影響で

講習会を行う業者との調整がうまくいっておりませんので、先程お話したように駐在の方と調整をしながら、村内で駐在の方と一緒にできるような形を取っていきたいと思います。以上です。

委員長（潮平そのみ）

3番、仲田正務委員。

3番（仲田正務委員）

いまコロナ禍でできませんし、これからも申請があると思いますので、落ち着いたら早急に講習等よろしくお願ひします。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

1点だけお願いします。89ページ、教育総務費、扶助費の離島高校生修学支援費、不用額42万4千円、不用額説明も確認していますが、何名中何名ということがなくて、今回2名ぐらいのものなのかどうか。ここに書かれている不用額説明等々によっては帰省にかかる交通費の請求が少なかったこと、扶助費の請求が期限内まで請求できなかったこととありますが、そのことをもう少し詳しく、昨年も同様、今年も人数1名か、2名なんです。支払いを受けないというか、支給されてないという方たちが増えていると思うんですが、その内容の方をお願いしたいと思います。

委員長（潮平そのみ）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。申請人数は29名なんですけれども、この方、お一人の方は全額申請者の居住費について資料等々も不備で何度も催促はしたんですけれども、申請資料の不備で24万円全額支給することができませんでした。

あとは交通費とか、そういったものは全部申請主義ですので、それが見込んでいたよりは申請がなかったということで不用額となっています。以上です。

委員長（潮平そのみ）

7番、伊禮正徳委員。

7 番（伊禮正徳委員）

この件は昨年も確か決算で一人あったと思うんですが、今回も一人になっているんですが、そしてこの限度額が24万円ではあるんですが、さらに不用額は42万円になっていますが、半分は交通費に値するののか、数名の方の請求がなかったということでもいいでしょうか、答弁をお願いします。

委員長（潮平そのみ）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。おっしゃるとおり居住費については、先程申し上げましたとおり、29名中全員申請しておりますが、一人の方が何カ月分か申請をしていなくて、満額支給ができませんでした、あと交通費について申請が見込みよりなかったということになっております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時47分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

7番、伊禮正徳委員。

7番（伊禮正徳委員）

これ去年から見てみたら一人、できるものでしたら何とかぜひ取ってもらいたいということですが、本人、家族としてどうしたものかなと思ったりするんですが、その辺り期限等々いろいろあって間に合わなかったということであるんですけど、せつかくのこういった支援する事業がありますので、なんとか家族の皆さん支給できるような体制づくりをして、毎回こうして一人出てきたらどうかと思います。ぜひ、頑張って支給できるような体制をしていただきたいと思います。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑はありませんか。9番、東江克伸委員。

9 番（東江克伸委員）

確認だけしたいと思います。62ページの衛生費、職員手当の中に休日出勤手当、なかなか決算の方でお目にかかれないんですけど、今回400万円以上支出しているということで、たぶんコロナ禍の中の予算ではないかと思いますが、確認のためにお願いします。

委員長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

質問の方にお答えします。この休日出勤の金額は、コロナワクチン接種の土日出勤、休日出勤のものになっております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

9番、東江克伸委員。

9番（東江克伸委員）

コロナ禍の中の休日出勤ということで、職員の皆さん大変だと思いますけど、コロナ禍、もう3年過ぎています。村民のためにもぜひ収束するまで頑張ってください。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。3番、仲田正務委員。

3番（仲田正務委員）

89ページお願いします。教員宿舎維持管理修繕費の方で100万円近くなっていますけど、いま現在、教員宿舎、新しいところと古いところの家賃の方は一律なのか、その辺りお願いいたします。

委員長（潮平そのみ）

教育振興課長、兼元清永君。

教育振興課長（兼元清永君）

お答えします。教員住宅の管理費は一律8千円となっております。

委員長（潮平そのみ）

3番、仲田正務委員。

3番（仲田正務委員）

修繕費も年々多くなってきていますので、これから家賃の方もちょっと上げて、村の負担軽減もいまから考えた方が良いのではないかと思いますけれども、この辺り教育長どうですか。

委員長（潮平そのみ）

教育長、照屋巧君。

教育長（照屋 巧君）

質問にお答えします。教員宿舎の方がちょっと古くなっていて、どうしても維持管理が雨漏りするとか、そういうのが多くなっています。

ただ、家賃の値上げについては、皆さん共通理解して今年度8千円値上げしたばかりなので、ですから、今後そういう修繕の様子を見ながらできるかどうかを検討して、ただ今年度、上げたということは間違いありませんので、ご了承をお願いいたします。

委員長（潮平そのみ）

3番、仲田正務委員。

3番（仲田正務委員）

わかりました。また、他の町村とも照らし合わせて妥当な金額なのか、これも今後検討をよろしくお願いいたします。

委員長（潮平そのみ）

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号・令和3年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定について採決します。

この採決は、起立によって行います。本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第1号・令和3年度伊是名村一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午後 2時00分

委員長（潮平そのみ）

引き続き会議を開きます。

日程第2

認定第2号・令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので、省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

それでは不納欠損処理調べの方で、不納欠損で138件されているんですけども、滞納処分の削減を行った主な要因、内容などについてよろしくお願ひいたします。

委員長（潮平そのみ）

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

ただいまの質問にお答えします。国民健康保険税の不納欠損については、今年度、28年以降からの5年間更新している方々の保険料の不納欠損としています。

要因としては、死亡者、生活保護受給者、そして転出した方たちを対象に不納欠損で138件としております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号・令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第2号・令和3年度伊是名村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第3

認定第3号・令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。7番、伊禮正徳委員。

7番(伊禮正徳委員)

今回の決算を見るに、これまでにない決算、皆さん大変お疲れ様でした。ほぼ100%近くの今年決算だと思っております。例えば、歳入の方では3万5,400円ほど不用額があるんですが、これは昨年よりは頑張ったお陰で、人数だけは後で教えて下さい。

そしてこの後期高齢の主な一つとして、徴収のためのそういう業務もそうなんですけど、もちろん歳出の不用額の方は30万円余り出ているんですけども、これは3月までみないと、2月、3月で落とすということは厳しいということは重々承知しているわけです。それ以外はほぼ完ぺきかなと考えております。大変お疲れ様でした。ただ、人数だけ複数の方ですが、3万5千あるんですが、何名の方が残っているのか。

委員長(潮平そのみ)

住民福祉課長、諸見美奈子さん。

住民福祉課長（諸見美奈子さん）

ただいまの質問にお答えします。収入未済額の4ページの方に記載されておりますが、件数としては3件で1名の方の未納者で6月3日には収納して、今回100%の収納率となっております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

ないようですので、終結します。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号・令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第3号・令和3年度伊是名村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第4

認定第4号・令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

繰入金、それから村債で600万円の収入未済額、説明の方で繰越事業分となっているんですけれども、この単独事業の繰越、どういった事業で繰越になるのか。その辺含めて、いま既に半年ぐらいになっていますけれども、この繰越事業の進捗と言いましょうか、その事業の内容を教えてくださいませんか。

委員長（潮平そのみ）

建設環境課長、末吉長吉君。

建設環境課長（末吉長吉君）

ただいまの質問にお答えします。繰越に關しての事業は、給水装置、各家々に水道を繋ぐと申しますか、その装置の工事をいま繰越している状況であります。

令和3年度の配水管の工事が遅くなったということもありまして、給水装置の工事に取掛かることができなくて繰越をしているわけであります。

令和4年度の給水栓の発注状況というか、工事の状況なんですけど、いま発注にはいま取掛かってない現状でありまして、これは担当ともお話をしながら急いで発注をかけないといけなかなと思っています。

委員長（潮平そのみ）

2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

本管工事等が終わってからのたぶん家庭の繋ぎということで、遅れがちになるのは事業としてはわかりはするんですけど、このままでいくと、今年度分と、また、さらに密接な関わりが出て、本体工事がまた始まってくると、今度さらに遅れる可能性も出たりしますので、早めの対応、また本年度に影響が出ないような、そういったことをぜひ頑張ってくださいと思います。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号・令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第4号・令和3年度伊是名村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第5

認定第5号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

先程、水道のときに聞くのを忘れてしまったんですが、ここでも収入未済額が業務用で出ているんですけど、これ業務用で収入未済額が出ているのは、どういったことなのか。

それから不納欠損額、集排4件で47万3千円と、ちょっと集排では非常に大きな金額ではないかと思いますが、この点、また、ちょっと休憩挟みまして、先程の水道の方も教えていただけますか。よろしくお願いします。

委員長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後2時19分

再開 午後2時36分

委員長（潮平そのみ）

再開します。

農林水産課長、前田秀光君。

農林水産課長（前田秀光君）

先程の質問についてお答えいたします。まず、現年分の11件の業種と申しましょうか、詳細になりますが、現年分については月数の滞納のカウントをしております。

内容については、対象が3業者で現在島内にいらっしゃる業者が1社、これは民宿旅館業を営んでおります。2番目の方がいま現在は個人の名義に切り替えて

おりますが、当時は民宿業を営んでおりました。もう一つは、村内でいろいろ活動、島外にいらっしゃる業者ではあるんですが、村内でいろいろ事業されている業者の方で一月分ではあったんですが、完納して終了してはいますが、決算月において不納が出たということでございます。

あと過年度分に関しては、これについては戸数計算で表示しております。その中で一般32戸となっています。業務については3戸ということで、その業務の内容については、先程の業者と同一業種になります。

あと不納欠損ということで40万円ほど処理させていただいておりますが、その中で一般の3戸、死亡の方がお二人と、生活保護がお一人と、あと業務の方で時効成立をさせていただいて5年のその分のものはまだ残しております。以上でございます。

委員長（潮平そのみ）

2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

一般の家庭の中では、時折そういういろんな事情があったりするのわかるんですが、この業者につきましては、毎月のチェックでそういうことが起きたらすぐに廃業して本島の方に逃げていくとか、そういうことがないように貴重な財源ですので、ぜひ頑張ってくださいなと思います。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第5号・令和3年度伊是名村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第6

認定第6号・令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。6番、東江源也委員。

6番（東江源也委員）

5ページのターミナル使用料がまだ未収となっておりますが、これはどういう感じでやっているのか、お願いします。

委員長（潮平そのみ）

商工観光課長、神田宗秀君。

商工観光課長（神田宗秀君）

お答えいたします。ターミナル使用料について、使用料と光熱水費の按分額等を合算してターミナル使用料として徴収しているんですが、これまで調定兼収入ということで収入をあげていたんですが、その際に調定を見逃してしまって、こういう自体になっております。

今年度より改善しまして、ターミナル使用料、これについて確定しましたら、調定をあげて収入を受けるといった形の体制を整えて臨んでいきたいと思っております。

1業者については、双方で納めてないという、忘れとか、そういったのが起こった状態でありまして、今後は調定をちゃんとあげてチェックをして、収入体制の整備に努めていきたいと思っております。

また、今日現在で使用料の方は完納されております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号・令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第6号・令和3年度伊是名村港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第7

認定第7号・令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので、省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。2番、宮城義秀委員。

2番(宮城義秀委員)

それでは、同じく収入未済額の方、旅客運賃、これ業者になっていますけど、6件、1万4,360円、それから自動車航送料、これも事業者、件数で8件の1万360円となっておりますが、その内容等につきましてお願いしたいと思えます。

なお、旅客の場合でしたら、通常は未納という形はなかなか取っていないのではないかと思いますけれども、その辺についてもどうして未納になったのか、そういう手続きを踏んだのか、そこの方の説明までお願いします。

委員長(潮平そのみ)

商工観光課長補佐、名嘉英幸君。

商工観光課長補佐(名嘉英幸君)

お答えします。旅客運賃と自動車航送料ですが、従来であれば、旅客運賃とい

うのは後納の対象にはしていなかったです。おそらく修学旅行とか、旅客の方で取るようになって、それを条例9条2項でできるような形にしてやったと思われる。

この未納額12万4,720円なんですが、島外からのリフォームの会社に来ていて、6月16日に全部回収はされております。以上です。

委員長（潮平そのみ）

2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

いま自動車航送の方は既に完納したと、両方ともですか。そうですか、はいわかりました。

ただ、旅客の方においては、これまでも未納というのは、ツーリストとか、そういうことで契約をされているものについてやっていたと私は覚えているんですけども、こういったことが実際にいまでもそういう契約に基づいた未納というふうなことを行っているのか。その辺についてはどうですか。

委員長（潮平そのみ）

商工観光課長補佐、名嘉英幸君。

商工観光課長補佐（名嘉英幸君）

お答えします。今年より確認書、もしくは契約書で相手方の会社であれば登記簿謄本と印鑑証明書を添付して申請してやる方向でいま進めています。

委員長（潮平そのみ）

2番、宮城義秀委員。

2番（宮城義秀委員）

ぜひ、契約書に基づいたそれぞれの業者の選定等を行っていただけたらと思います。

ただ、こういう工事業者等の未納につきましては、これまでもいろいろやってはきていますけれども、そういった場合においても村内業者を保証人につけるとか、そういうことで絶対逃がさないような体制を取らないと、いま大型工事等で多額の毎月大きな未納金、そういうシステムを行っているとしますので、中には以前、工事業者が終わって後にすぐ倒産してしまったりとか、そういうことも

あつたりして収納できなかつたということもありますので、ぜひ村内業者あたりで保証に入ってもらうとか、そういったことも十分配慮して、こういう未納にはならないようなまた努力の方もお願いして私の質問を終わりたいと思います。

委員長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第7号・令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数です。したがって、認定第7号・令和3年度伊是名村船舶運航事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

日程第8

認定第8号・令和3年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本決算については、本会議において内容の説明をしておりますので省略します。

これから質疑を行います。歳入歳出一括して質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第8号・令和3年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認

定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本決算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数です。したがって、認定第8号・令和3年度伊是名村育英事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

以上で、本委員会に付託された認定第1号から認定第8号までの事件の審査は全部終了いたしました。

お諮りします。本委員会で決定しました認定第1号から認定第8号までについての委員長報告については、委員長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。よって、委員長報告は委員長に一任されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。皆様のご協力により本日の決算審査特別委員会の日程がスムーズに進行できました。心から厚く御礼申し上げます。

これにて決算審査特別委員会を閉会します。

閉会 (午後2時56分)